
**障害者福祉施設等の
防災計画作成マニュアル**

平成26年5月

佐賀県健康福祉本部障害福祉課

目次

序章	1
1 本マニュアルの目的	1
2 本マニュアルの対象となる災害	1
3 対象とする施設	2
4 防災計画作成の留意点	2
第1章 予防対策	6
1 立地条件の確認と災害予測	6
ア 土砂災害の危険箇所	6
イ 地震の揺れ	6
ウ ハザードマップ	6
エ 原子力災害時の避難計画を定めるべき範囲	7
2 施設・設備の整備、安全化対策	8
ア 施設建物の耐震化	8
イ 設備の整備	8
ウ 室内の安全化対策	9
エ 屋外の安全化対策	9
3 物資・資機材の配備	11
ア 配備すべき品目及び数量	11
イ 配備の留意点	13
ウ 調達体制の整備	13
4 組織体制の整備	14
ア 役割分担の決定	14
イ 職員への連絡体制	15
ウ 職員参集基準	15
エ サービス提供時間外に発災した場合（通所施設）	17
5 情報収集、外部との情報伝達等	18
ア 情報収集の方法	18
イ 情報共有の方法	18
ウ 外部との情報伝達	18
エ 家族への連絡等	19
6 施設の休業判断（通所施設）	20
ア 臨時休業の判断基準	20
イ 家族等への引き継ぎのルール	20
7 避難行動の検討	21
ア 避難判断基準	21
イ 避難場所・避難所	22
ウ 避難経路	22

エ	避難手段	23
8	訓練、防災教育	25
ア	訓練の頻度、内容	25
イ	防災教育の実施	26
9	地域、関係団体、他施設等との連携	27
ア	支援を得るための協力体制づくり	27
イ	他施設との相互応援体制の整備	27
第2章	非常災害発生時の対応	29
第1	風水害・土砂災害	29
1	災害の特徴	29
2	発生時からの行動手順	29
第2	地震・津波災害	33
1	災害の特徴	33
2	発生時からの行動手順	33
ア	地震発生時の対応	33
ウ	安否確認と救護活動	34
エ	体制の確保	34
オ	情報の収集・安全確認	35
カ	避難誘導	36
キ	応急手当・病院への搬送	37
第3	原子力災害	38
1	災害の特徴	38
2	発生時からの行動手順	38
ア	体制の確保	38
イ	情報収集	39
ウ	職員間の情報共有	39
エ	地元自治体との連絡調整	39
オ	避難等の防護措置	39
カ	避難準備	42
キ	屋内退避時の行動	42
ク	避難時の行動	42
ケ	安定ヨウ素剤の服用	44
コ	飲食物の摂取制限等	44
第4	火災	45
1	災害の特徴	45
2	発生時からの行動手順	45
ア	火災を発見したら	45
イ	119番通報	45
ウ	初期消火	45

エ	避難誘導	46
オ	応急手当・病院への搬送	46
第3章	被災後の復旧対応	47
1	被災後の安全確認	47
2	利用者等に対するケア	47
ア	利用者の心のケアの実施	47
イ	施設職員のケアの実施	47
3	事業の迅速な再開	48
ア	建物の復旧	48
イ	物資の調達	48
4	地域における災害時拠点としての役割	48
ア	「福祉避難所」としての機能	48
イ	職員の専門性を生かした支援	49
第4章	資料、様式集	50
<参考資料1>	各市町防災担当課の問い合わせ先	50
<参考資料2>	警報・注意報等の種類	51
<参考資料3>	「避難情報」の種類	53
<参考資料4>	職員連絡網（様式例）	54
<参考資料5>	公的機関等緊急連絡先一覧（様式例）	55
<参考資料6>	備蓄品等リスト（例）	56
<参考資料7>	班別役割分担表（例）	57
<参考資料8>	点検整備表（例）	58
<参考資料9>	利用者引き継ぎカード（様式例）	59
<参考資料10>	避難計画（様式例）	60
<参考資料11>		61
○	参考文献	62

序 章

1 本マニュアルの目的

本県では、平成 24 年 7 月の九州北部豪雨において、人的被害はなかったものの、床上浸水や床下浸水など 800 棟以上の住家被害が発生したほか、佐賀市、多久市及び小城市では、避難勧告、避難指示が発令されました。また、福岡県柳川市では、この豪雨による河川の氾濫で、特別養護老人ホームが一時孤立状態となりました。

さらに、平成 25 年 7 月に山口県と島根県を襲った豪雨においても、山口県萩市の特別養護老人ホームが河川の氾濫により施設内が浸水する被害を受け、入所者や職員ら約 80 人が一時孤立状態となりました。

このほか、平成 25 年 2 月には、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおいて、死者 5 名、負傷者 7 名の被害を伴う火災が発生するなど、福祉施設が自然災害や火災などの非常災害により被害を受けるケースが続いています。

福祉施設は、非常災害の際に自力避難が困難な方が多く利用することから、利用者の安全を図るため、緊急時に速やかな対応ができる体制の整備や防災のための事前対策を講じ、施設の非常災害に対する適応力を高めておく必要があります。本マニュアルは、各施設が自らの防災計画の策定や見直しをされる際の参考資料として活用していただくために策定したものです。

各施設においては、既に「非常災害対策に関する具体的な計画」として、施設の防災計画や避難計画を策定されているものと思いますが、今後、計画の改定・見直しをされるに当たっては、本マニュアルを参考にしながら、施設の種類や規模、立地条件、利用者特性などの実情に応じて、適宜内容の充実を図ってください。

なお、本県ではこれまで、福祉施設における非常災害対策の基準を、国の省令で定められた施設の設備運営に関する基準どおりに条例で規定していましたが、平成 26 年 3 月、これらの条例を改正し、新たに県独自の基準を設けました。（平成 26 年 6 月 1 日施行。ただし、防災計画の策定・見直しなど一部の規定については、平成 27 年 4 月 1 日施行。）

改正後の条例基準の内容についても、本マニュアルの関係する箇所で触れていますので、計画の改定・見直しを行うに当たっては、これらの新たな基準に則した内容となるよう十分注意してください。

2 本マニュアルの対象となる災害

本マニュアルでは、風水害・土砂災害、地震・津波災害、原子力災害及び火災を対象とします。

なお、条例では「火災、地震災害、風水害、原子力災害その他の災害」に対する防災計画を策定するよう規定していますので、施設の立地条件などに応じて、林野火災や雪害などその他の災害についても計画に盛り込む必要がないかご検討ください。

3 対象とする施設

本マニュアルの対象となる施設は、次の施設です。

ア 佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例関係

指定療養介護事業所、指定生活介護事業所、指定短期入所事業所、指定共同生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、指定障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、基準該当生活介護事業、基準該当短期入所事業所、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所、基準該当自立訓練（生活訓練）事業所、基準該当就労継続支援B型事業所、療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、障害者支援施設

イ 佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例関係

指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達視線事業所、指定放課後等デイサービス事業所、指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設、基準該当児童発達支援事業所、基準該当放課後等デイサービス事業所、指定医療機関、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター

4 防災計画作成の留意点

（防災計画関係）

佐賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例及び佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例（平成26年佐賀県条例第21号及び25号による改正後のもの。以下「条例」という。）により、施設は平成27年3月31日までに次のことを行わなければなりません。

- 施設の立地環境及び利用者の特性に応じて、火災、風水害、地震災害、原子力災害その他の災害が発生した場合における安全確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画を策定すること。（ただし、原子力災害に係る防災計画の策定は、東松浦郡玄海町、唐津市又は伊万里市に所在する施設に限る。）
- 防災計画を職員に周知すること。
- 防災計画の概要を、当該施設において、利用者及び職員に分かりやすいように掲示すること。
- 訓練の結果等に基づき防災計画の必要な見直しを行うこと。

（注）施行日：平成27年4月1日

ア シンプルかつ具体的な内容

防災計画は、緊急時に用いることから、職員の誰もが、瞬時にどうしたらよいか分かるように、図表や箇条書きなどの手法を用いて、シンプルかつ具体的に、見やすいものとなるようにしましょう。

また、作成した防災計画については、緊急時に計画どおりの行動が取れるように、その内容を定期的に職員に周知しておくとともに、その概要を利用者及び職員がいつも目にする場所に掲示しておく必要があります。

【掲示する内容の例】

- ・ 関係機関連絡先一覧
- ・ 班別役割分担表
- ・ 職員参集基準
- ・ 避難場所・避難所及び避難経路 など

イ 職員みんなで作成する

緊急時の防災対策は、全職種、全職員が一丸となってはじめて達成できるものです。そのため、作成するプロセスも大事にし、できるだけ施設内の全職種、多くの職員の参加を得て、防災計画を作成するようにしましょう。

ウ 施設や障害の特性に応じた対策

防災対策として必要とされる措置や備えは、当該施設の立地や利用者の特性等によっても変わり得るものです。防災計画の作成に当たっては画一的なものとならないように、当該施設の置かれている立地や条件、利用者の特性等を踏まえて、対策を講じるようにしましょう。

(参考) 障害の特性に応じた必要な支援

区分	避難行動等の特徴	必要とされる支援
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none">・ 被害の状況を知ることができない（視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い）。・ 災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、単独では素早い避難行動ができない。	<ul style="list-style-type: none">・ 音声による情報伝達及び状況説明が必要。・ 避難誘導などの支援者の確保が必要。
聴覚障害者 言語障害者	<ul style="list-style-type: none">・ 音声による情報が伝わらない（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない）。・ 緊急時でも言葉で人に知らせることができない。	<ul style="list-style-type: none">・ 正面から口を大きく動かして話す。文字や絵を組み合わせた筆談や手話、身振りなど目に見える方法で情報を伝える（視覚による認識手段が必要）。

<p>肢体不自由者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 自分の身体の安全を守ることが困難。 ▪ 自分で避難することが困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 家具の転倒防止など居住空間の安全を確認する。 ▪ 車いす、ストレッチャー等の移動用具と援助者が必要。
<p>内部障害者 難病患者 人工透析患者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ▪ 心臓、腎臓、呼吸器などに機能障害があり、人工透析などの医療的援助や常時医療機材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品を必要とする者がいる。 ▪ 人工肛門増設者等は、ストマ用装具を携帯する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 医療機関との連携体制、移送手段の確保（医療機関の支援）。 ▪ 車いす、ストレッチャー等の移動装具や援助者が必要。 ▪ 食事制限の必要な者の確認。 ▪ 薬やケア用品の確保が必要。
<p>知的障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 急激な環境変化に順応しにくい。 ▪ 一人では、理解や判断することが難しく、（緊急事態等の認識が不十分な場合）環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 避難誘導などの支援者の確保が必要。 ▪ 精神的に不安にならないような対応が必要。 ▪ 常に話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら、安全な場所へ誘導することが必要。
<p>精神障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 災害発生時には、精神的動揺が激しくなる場合がある。 ▪ 多くは、自分で判断し、行動することができる。 ▪ 普段から服用している薬を携帯する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 気持ちを落ち着かせることが必要。 ▪ 服薬を継続するため、本人及び援助者は薬の名前、量を知っていることが必要。 ▪ 医療機関との連絡体制の確保が必要（医療機関の支援）。
<p>発達障害者 （自閉症者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 災害発生時に危険を判断できない場合が多い。 ▪ 他者とのコミュニケーションが困難であったり、予定されたパターン以外の行動をとることが難しいため、自ら避難することが難しい場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 想像力が弱く危険予知ができない場合が多いため、避難誘導などの支援者の確保が必要。 ▪ 普段と違う状況に不安定になるため、スケジュールやどうするとよいかなどを見て分かるように示す必要がある。

重症心身障害児 (者)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ほとんど寝たままで自力で起き上がれない状態の者が多い。 ▪ 自力での移動は困難。 ▪ 常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 車いす、ストレッチャー等の移動装具や援助者が必要。 ▪ 医療機関との連絡体制の確保が必要（医療機関の支援）。
----------------	---	---

エ 自治体が作成した地域防災計画との整合性

自治体の役割と施設としての役割を明確化し、対応の漏れが発生しないようにするため、自治体が作成した地域防災計画等を参考にしましょう。

オ 訓練後の見直し

訓練を実施した結果や防災教育等で培った知識・情報等を踏まえ、防災計画の改善点が見つかれば、随時、見直しを行いましょう。

第1章 予防対策

1 立地条件の確認と災害予測

自分たちの施設がどのような土地に建っているのか（河川の氾濫による浸水のおそれがある、土砂災害の危険がある、地盤が軟らかい等）を確認しましょう。

起こりうる災害は、施設が立地している地盤や地形など立地環境から予測できる場合があります。

また、施設が立地している地域において過去に発生した災害を確認しておくことや、過去に大きな被害が出た全国と同種施設と立地上の共通点がないか確認しておくことも、起こりうる災害を予測する上で重要なポイントとなります。

ア 土砂災害の危険箇所

自分たちの施設が建っている場所が、土砂災害の危険がある場所であるかどうか各市町の防災担当部局に確認しましょう。

また、土砂災害危険区域については、次のホームページで確認することができます。

佐賀県地理情報システム 安図くん	県土づくり本部 河川砂防課	http://anzu.pref.saga.lg.jp/
---------------------	------------------	---

イ 地震の揺れ

地震の揺れは、地面のかたさ・やわらかさによって変わります。地面のやわらかいところでは、小さな地震でも大きく揺れます。地面の揺れやすさを示したものとして、「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」があります。

表層地盤のゆれやすさ全国マップ	内閣府防災情報のページ	http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/h17/yureyasusa/index.html
-----------------	-------------	---

ウ ハザードマップ

市町によっては、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図にしたハザードマップを作成しており、防災担当窓口で閲覧することができます。

また、インターネット上でハザードマップを公開している市町については、次のホームページからも閲覧することができます。

ハザードマップポータルサイト	国土交通省	http://disapotal.gsi.go.jp/index.html
----------------	-------	---

※ ハザードマップについては、上記の国土交通省ハザードマップポータルサイトに掲載されていない場合でも、市町ホームページに掲載している場合がありますので、施設が立地する市町のホームページも必ずご確認ください。

エ 原子力災害時の避難計画を定めるべき範囲

予防的防護措置を準備する区域（P A Z）や緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）内の福祉施設の管理者は、原子力災害時に備え、あらかじめU P Z区域外の避難場所・避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、利用者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成することが必要です。

① 予防的防護措置を準備する区域（P A Z）

P A Zは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域であり、その範囲は玄海原子力発電所から半径5 k mの円内を含む以下の地域です。

対象地域	
玄海町	外津地区、値賀川内地区、下宮地区、中通地区、仮立地区、普恩寺地区、シーライントウン地区、平尾地区、浜野浦地区、小加倉地区、栄地区、花の木地区、大藪地区、仮屋地区、石田地区
唐津市	肥前町（京泊地区）、 鎮西町（鬼木地区、一堂地区、野元地区、元組地区、茜屋町地区、畑ヶ中地区、沙子地区、麦原地区、先部地区、浦方地区、殿山地区、先方地区、古里地区、中町地区、海士町地区、串地区、前田地区、竹ノ内地区、横竹地区、石室地区）、 呼子町（殿ノ浦西地区、片島地区、加部島地区）

② 緊急時防護措置を準備する区域（U P Z）

U P Zは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、避難等の緊急時防護措置を準備する区域であり、その範囲は玄海原子力発電所から半径30 k mの円内ですが、当該範囲に所在する市町の社会的周辺状況を勘案し、具体的には以下の地域です。

対象地域	
玄海町	全域
唐津市	全域
伊万里市	全域

《留意事項》

- ・ P A Z及びU P Z内にある施設は、あらかじめ原子力災害に係る防災計画を定めていただく必要がありますが、施設からの避難先は、いずれもU P Zの区域外（玄海町、唐津市、伊万里市の3市町以外）に確保する必要があります。

原子力災害が発生してから避難先を探すのは難しいので、あらかじめ避難先となる同種の施設を選定・確保しましょう。

2 施設・設備の整備、安全化対策

(設備関係)

条例により、施設は消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければなりません。

ア 施設建物の耐震化

昭和56年以前に竣工した建物は、昭和56年新耐震設計基準が適用されないため、耐震性能が低い可能性があります。適宜、施設の耐震診断等を受けるとともに、耐震補強工事等の対策について検討しましょう。

昭和57年以降に建てられた建物でも、建物が全く壊れないということではなく、地盤によっては想定以上の揺れとなり、建物に影響を及ぼすことが考えられます。また、年月の経過とともに建物自体の強度も変化します。定期的に建物の点検や整備を行い、地震等の災害に備えておきましょう。

イ 設備の整備

施設管理者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければなりません。この「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、「消防法その他の法令等に規定された設備」のことを意味し、それらの設備を確実に設置しなければなりません。

(注) 今回の条例改正により、新たな設備の整備が必要となるわけではなく、これまでと同様に、「消防法その他法令等に規定された設備」を確実に設置していただくことを、改めてお願いしているものです。

消防法では、福祉施設においては、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設を設置し、維持しなければならないとされています。(具体的には下表参照)

なお、施設の規模や用途により設置義務の有無が異なりますので、詳細については、最寄りの消防署などへ確認しましょう。

設備の分類	主な設備の種類
消火設備	<ul style="list-style-type: none">● 消火器及び簡易消化用具● 屋内消火栓設備● スプリンクラー設備 など
警報設備	<ul style="list-style-type: none">● 自動火災報知設備● 消防機関へ通報する火災報知設備 など
避難設備	<ul style="list-style-type: none">● すべり台、避難はしご● 誘導灯及び誘導標識

消防用水	防火水槽又はこれに代わる貯水池その他の用水
消火活動上必要な施設	排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備

また、防火扉や防火シャッターなど建築基準法で設置義務のある設備を確実に設置することはもちろんのこと、停電時に備えた自家発電装置など、立地条件や利用者の特性を踏まえ、自らの施設にとって必要な設備は何かを検討し、計画的に整備を行いましょ。

ウ 室内の安全化対策

風水害や地震においては、施設内の設備及び備品の落下や転倒、倒壊又は窓ガラス等の飛散により、利用者及び職員が負傷したり、通路がふさがれ、逃げ遅れたりする危険があります。

こうした被害を未然に防ぐためには、あらかじめ次のような対策を講じておくことが有効です。

- 机・ロッカー及びタンス等を金具等で固定する。
- 天井からの落下物対策として、照明器具等の取り付け状態を点検し、補強する。
- 窓ガラス等の対策として、割れにくいガラス（網ガラス・強化ガラス等）の使用や飛散防止フィルム等による補強。窓ガラス付近にロッカー、タンス、植木鉢等を置かない。
- 廊下、階段、出入口、食堂、ホール内は、転倒して避難の妨げとなる不必要な備品を置かない。
- 浸水被害が想定される建物では、情報通信機器など重要な備品は上階に設置する。
- カーテン、暗幕、じゅうたん等は、防災性能を有する製品を選ぶ。
- 可燃性危険物等は、火気がなく、落下の危険がない場所に保管する。

エ 屋外の安全化対策

非常災害時には、建物自体が安全な構造であっても、屋外からの飛来物や門・塀等の附属設備等の倒壊によって負傷する可能性があります。また、施設の敷地内の設備の不具合等によって損害を拡大させる場合もあります。

そこで、施設の屋外設備についても日頃から次のような点について対策を講じ、非常災害に備えておくことが大切です。

- 屋根の状態を点検し、危険箇所を補修・改修する。
- 外壁・門・塀の基礎部分の剥離、亀裂の状態の点検及び必要な補強等を行う。
※門柱やブロック塀などに、鉄筋等が埋め込まれていない場合には強度がないので、補修工事を検討しましょう。

-
- 看板等の落下防止、物置、老木等の倒壊防止、危険物の補強・除去等を行う。
 - 排水溝のごみ・泥を除き、排水を点検する。
 - 重要設備のかさ上げ工事を実施する。
 - 施設の入り口等に防水板や土のう等が設置できるよう準備しておく。
 - プロパンガスボンベは、固定器具と鎖で固定する。

3 物資・資機材の配備

(物資・資機材関係)

条例により、施設は、利用者の特性を踏まえ、非常災害に備えた物資（食料、飲料水及び生活物資をいう）・資機材の配備又は調達体制の整備に努めなければなりません。

ア 配備すべき品目及び数量

非常災害の状況によっては、避難が必要になる場合や外部との連絡が途絶して施設が孤立する場合があります。このような事態を想定し、飲料水、食料その他の必要な物資及び資機材を配備しておくよう努めなければなりません。

また、大規模な非常災害の場合には、行政も即座に施設への救援活動を実施できない可能性がありますので、入所施設にあっては、交通の遮断等が解消されるまでの当面の間、利用者や職員の生活が維持できるための物資等を配備しておく必要があります。

一方、通所施設にあっては、入所施設とは異なり、非常災害時にも引き続き利用者が施設に留まり続けることを前提としているものではありませんが、被災の状況によっては利用者や職員が帰宅できず、一時的に施設に足止めされる可能性も否定できません。そのため、通所施設においても物資等の配備は必要です。

配備する物資等の数量については、入所施設では3日分（9食分）程度、通所施設では1日分（3食分）程度を目安として、利用者の特性を考慮して必要となる物資等をリストアップし、計画的に配備を進めましょう。

なお、必ずしもすべての物資等を施設内に実際に配備するのではなく、非常災害の発生時に、必要な物資を民間事業者から速やかに調達できる体制をあらかじめ整えておくという対応も可能です。（「ウ 調達体制の整備」で後述。）

① 飲料水と生活用水

施設においては、飲料水のみならず、洗濯物やおむつ使用者の清拭等のために大量の水が必要になります。

飲料水については、一人一日3リットルを目安に各施設で備蓄しておく必要があります。

その他の生活用水については、受水槽の水の有効利用や井戸水・河川等の自然水利の利用等、施設の立地条件に応じて断水時に使える水源を検討しておきましょう。（浄水装置や組立水槽等を備えておくことも考えておきましょう。）

② 非常用食料品

非常災害時には、施設内での調理が不可能となる事態が想定されます。また、物資の流通が滞り食材の調達が困難になることも予想されるため、施設において食料を備蓄しておきましょう。

備蓄食料の内容は、利用者の身体的特性に応じた食料品の選定を事前に検討し、レ

トルト食品や缶詰、フリーズドライ食品など、調理が不要なものを備蓄しておくことが必要となります。

なお、平常時のサービスにおいて利用者に食事を提供している施設が、常に一定の日数分の食材を保管している場合で、かつ、非常災害時にも使用可能な調理器具（カセットコンロ、ガスボンベ等）を備えている場合には、その平常時用の食材を非常災害用の備蓄食料として取り扱って差し支えありません。

③ 衛生用品

断水や停電により、洗濯や入浴ができない、水洗トイレが使用できない等、衛生面で様々な問題が発生することが予想されます。

このため、紙おむつやウェットティッシュ、ナプキン等の衛生用品や、ポータブル便器、簡易トイレ等利用者の特性に応じた物品を備蓄しておくことが必要です。（東日本大震災の際にもトイレの確保が大きな課題となりました。）

④ 医薬品

施設の利用者の中には、常時投薬が必要な慢性疾患を有している人が多くいます。特に投薬が途切れると生命に関わるような疾病のある利用者や、投薬をしなければ症状のコントロールができないと見込まれる利用者がある場合には、薬がなくなる少し前の受診を促すなどして、利用者が服用している薬が非常災害時に切れることがないよう心がけてください。

あわせて、緊急時にはどこにいても即座に投薬が継続されるように、お薬手帳など利用者各人の投薬に関する情報を、施設、利用者、利用者の家庭で保管しておくことも重要です。

風邪や腹痛、軽度のけが等には非常災害時でも対応できるよう、配置薬等を常備しておきましょう。

なお、施設の医務室等が医療法に基づく病院又は診療所に当たらない場合は、医師の処方せん等がなければ入手できない医療用医薬品の備蓄はできません。

⑤ エネルギー源の確保

停電時に備えた自家発電装置や自家発電に必要な燃料・冷却水の備蓄並びに、都市ガスの供給停止に備えたプロパンガス調理器具や薪を使った炊き出し等、代替熱源の確保方策を検討しておくことが必要です。

さらに、自家発電装置等の非常用電源の操作方法や代替熱源を用いた炊き出し方法は、職員全員が防災訓練等の機会を通じて体験し、非常災害時に円滑に実施できるよう訓練を重ねておきましょう。

(参考) 配備すべき物資・資機材の例

飲料水、食料等	飲料水、米、非常食、なべ、紙皿、コップ、カセットコンロ、ガスボンベ
情報機器	ラジオ、携帯テレビ(ワンセグ)、メガホン、拡声器、ホイッスル、携帯電話(充電器を含む)、無線機(トランシーバー)、衛星携帯電話
照明等	懐中電灯、ローソク(ローソク台を含む)、非常用発電機(及び燃料)、電池、電池式ランタン(灯光器)
暖房資材	石油ストーブ、灯油、携帯カイロ、新聞紙、防災用マッチ又は電子ライター
作業資材	スコップ、ツルハシ、合板、のこぎり、ハンマー・釘、軍手、長靴・安全靴、バール、ジャッキ
移送用具	車いす、ストレッチャー、担架、おんぶ紐、乳母車、散歩車、リヤカー
避難用具	地図、テント、ビニールシート、ゴザ、ヘルメット、防災ずきん、避難用車両(ストレッチャー付きなど)、搬送用ゴムボート、ロープ、雨具、マスターキー、寝袋、ホイッスル
医薬品等	医薬品、ガーゼ、包帯、脱脂綿、絆創膏、はさみ、血圧計、体温計、携帯用救急セット、添え木、マスク、消毒用アルコール、吸い飲み
衛生用品	紙おむつ、生理用品、トイレットペーパー、ウェットティッシュ、簡易トイレ、防水シート
その他	タオル、下着、着替え、防寒具、毛布、枕(エアピロー)、ビニール袋、緊急用簡易ベッド、生活用水、バケツ、段ボール

イ 配備の留意点

河川の氾濫又は津波による浸水被害が想定される建物では、物資や資機材の保管場所を浸水被害のおそれのない場所に設定しておくことが重要です。また、1か所に必要な物資のすべてを保管するのではなく、数か所に分散して保管することも有効です。

備蓄した食料や医薬品が有効期限切れにならないよう、備蓄品リストを作成し、定期的に在庫チェックと更新をするようにしましょう。

ウ 調達体制の整備

物資等の配備については、施設内に実際に備蓄する方法に代えて、あるいは施設内に実際に備蓄する方法と併せて、民間事業者等との間で非常災害時に速やかに調達できる体制を構築しておくことも可能です。

なお、「非常災害時に速やかに調達できる体制が構築されている状態」とは、次のいずれをも満たす場合を言います。

- ・ 平常時から調達先が必要な数量を在庫として保有していることが確認できている。
- ・ 非常災害時に調達先が在庫を供出し、配送できる体制が構築されている。
- ・ 非常災害時に調達先の担当者と連絡を取ることが可能な体制が構築されている。

4 組織体制の整備

職員がシフト制で勤務している施設においては、非常災害が発生した日又は時間帯によって、施設で勤務するメンバー、人数が異なります。

また、通所施設においては、サービス提供時間内（利用者がいる時間帯）とサービス提供時間外（利用者がいない時間帯）とでは、その対応方法が異なります。

このようなことを念頭に、職員の役割分担、連絡体制等を検討しておく必要があります。

ア 役割分担の決定

非常災害時にも組織立った対応を行うためには、あらかじめ非常災害時における職員の役割分担を班別で定め、各班のリーダー及び各班で行うべき業務を具体的に定めておくとともに、職員に周知徹底を図っておくことが重要となります。

非常災害時における具体的な役割を担う班編成については、施設の規模や利用者の特性に応じて、様々な構成が考えられますが、標準的なものとして、下表のような班編成・役割が考えられますので、実際に防災計画を作成する際の参考としてください。

また、役割分担を作成する職員の勤務シフト等を考慮し、各班に属する職員が不在とならないような配慮が必要です。

なお、総括責任者や各班のリーダーが不在の際に災害が発生した場合に備えて、代行者や代行者も不在の場合の第2、第3の代行者など、複数の責任者を決めておきましょう。

(参考) 役割分担表の例

班 名	役 割
総括責任者	避難の判断など防災対策についての指揮ほか、全般
情報収集・連絡班	気象・災害の情報収集
	職員への連絡、職員・職員家族の安否確認
	関係機関との連絡・調整
	利用者家族への連絡
	地域住民やボランティア団体、近隣の社会福祉施設への救援の要請と活動内容の調整
	避難状況のとりまとめ
救護班	負傷者の救出
	負傷者への応急処置
	負傷者の病院移送
安全対策班	利用者の安全確認
	施設、設備の被害状況確認
	利用者への状況説明
	利用者の避難誘導
	利用者の屋内退避の誘導（原子力災害時）
	利用者の家族への引き継ぎ
物資班	火の元の確認、初期消火
	食料、飲料水ほか備品の管理、払出し
	物資の調達、補給（販売店への発注）

イ 職員への連絡体制

非常災害はいつ発生するか分かりません。夜間など、平日の日中に比べて、職員の数が少ない時間帯に非常災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に備えて、職員への連絡体制を整備しておきましょう。

① 緊急連絡網

非常災害に備えて、あるいは非常災害に際し、必要な職員に参集又は自宅待機を指示し、速やかに警戒体制等を確保するためには、事前に緊急連絡網等を定めておき、その定めに従って、適切に情報が伝達されるようにしておくことが必要です。

なお、消防計画などによって既に連絡網を整備している場合には、新たに作成する必要はありません。

② 連絡方法のルール化

職員への参集指示や自宅待機の指示等においては、緊急連絡網による連絡のほか、職員の招集等が速やかに行えるように、あらかじめ参集連絡文案を定型化しておくなどして連絡の迅速化を図りましょう。

また、携帯電話のメールの一斉配信の方法の活用なども考えられます。

(例1) ○○の被害により利用者■■■名が負傷。至急参集してください。

(例2) □□地区に▽▽警報が発令されました。自宅待機してください。

この他、非常災害発生時に各通信会社が開設する災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板サービス等の活用も有効です。

(例)

- ・災害用伝言ダイヤルサービスの提供が開始された場合、
- ・園長が、職員への参集指示、避難する場合の避難先・避難ルート、臨時休業の情報等についてメッセージを録音
- ・職員や保護者にはあらかじめメッセージの再生方法を周知しておき、災害が発生した場合は録音されたメッセージを確認する

ウ 職員参集基準

連絡体制を整えていても、非常災害時においては、電話、FAXの回線遮断や混雑・錯綜などによって情報伝達がうまく行かない場合が考えられます。

そこで、あらかじめ職員の参集基準を定めておくなどの対策が必要となってきます。例えば、発せられた非常災害に関する情報の内容・段階に応じて、参集すべき職員の範囲を指定しておくなどの方法です。

参集すべき職員の指定に当たっては、役職、居住場所、交通手段等を考慮しましょう。また、指定職員のみが参集する段階では指定職員以外の職員は自宅待機とする、参集途上

での職員の身の安全が確保できない場合には自宅待機を判断するなど、あらかじめルールを決めておきましょう。

なお、職員の参集所要時間を把握し、一定時間経過後も参集できない場合の体制も検討しておきましょう。

(参考) 職員参集基準の例

災害種別	災害関連情報	参集対象職員
風水害、地震等	特別警報が発表されたとき	全職員
風水害 ・土砂災害	大雨・洪水警報が発表されたとき	指定職員
	暴風・高潮・高波警報が発表されたとき	
	記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき	全職員
	台風に伴う暴風・波浪・高潮警報が発表されたとき	
地震	震度4が発表されたとき	指定職員
	震度5弱以上が発表されたとき	全職員
津波	津波警報が発表されたとき	指定職員
	大津波警報が発表されたとき	全職員
原子力災害	原子力発電所における警戒事態の発生が発表されたとき（PAZ区域内施設の場合）	全職員
	原子力発電所における警戒事態の発生が発表されたとき（UPZ区域内施設の場合）	全職員

※ 参集基準は、施設の立地条件、予想される非常災害に応じて決定すること。

※ 指定職員には役職員のほか、徒歩や自転車で30分以内に参集可能な職員を指定するなど、初動体制を速やかに立ち上げることができるように考慮すること。

***特別警報**

気象庁は、平成25年8月30日に「特別警報」の運用を開始しました。

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらし、100人近い死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の豪雨等が該当します。（平成24年7月の九州北部豪雨も該当。）

特別警報が発表されたときは、経験したことのないような激しい豪雨や暴風など、異常な現象が起きる状況にあります。仮にこの数十年間、災害発生の経験がない地域でも油断

は禁物です。お住まいの市町から発表される避難勧告の情報などに注意しながら、すぐに避難所へ避難するか、すでに外出が危険な状態に達している場合には、無理をせずに建物の中のより安全な場所にとどまる必要があります。

このほか、警報・注意報等の種類は、51 ページを参照してください。

エ サービス提供時間外に発災した場合（通所施設）

通所施設において、利用者がいない時間帯に非常災害が発生した場合であっても、施設として以下のような対応が求められます。

そのため、上記の職員への連絡体制に準じ、その対応に必要な職員の参集を求める必要があります。

- ・施設の被災状況の把握
- ・臨時休業の判断（及びそれに伴う利用者又は家族への連絡）
- ・職員への指示
- ・職員の安否確認

5 情報収集、外部との情報伝達等

ア 情報収集の方法

施設管理者は、非常災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、市町等から寄せられる情報に注意しなければなりません。

非常災害に備えて、あるいは非常災害に際して、的確に対処し、必要となる災害対策等を決定するには、正確な情報の入手が不可欠です。あらかじめ、非常災害に関する情報を収集する先を一覧化して整理しておきましょう。

なお、テレビ、ラジオによる情報提供のほか、次のような公的機関からインターネットを通じて、気象情報や防災、災害情報などの提供を受けることができます。

提供される情報	情報提供元	URL
気象情報	佐賀地方気象台	http://www.jma-net.go.jp/saga/
佐賀県水防情報	県河川砂防課	http://bousai.pref.saga.lg.jp/suibou/index.html
佐賀県土砂災害危険度情報	県河川砂防課	http://dosha.pref.saga.lg.jp/?lat=33.262791&lng=130.234978&scale=7
防災ネットあんあん	県消防防災課	http://esam.jp/ （登録ページ）

※「防災ネットあんあん」については、災害情報に加え、電力需給逼迫警報やPM2.5情報といった生活情報など施設運営に有用な様々な情報が配信されますので職員の方の携帯電話には是非登録をお願いします。

イ 情報共有の方法

収集した災害に関する情報や施設の対応についての情報は、全職員に正確に伝達することが重要です。

これらの情報については、随時ホワイトボードに書き込んだり、掲示板に掲示したりして、職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるように工夫しましょう。

また、利用者に対しても定期的に正確な情報を提供し、動揺や不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動が取れるようにしましょう。

ウ 外部との情報伝達

（通報・連携体制関係）

条例により、施設は次のことを行わなければなりません。

- 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備すること。
- 関係機関への通報及び連携体制を職員に周知すること。
- 関係機関への通報及び連携体制の概要を、当該施設において、利用者及び職員に分かりやすいように掲示すること。

非常災害時に速やかに通報、連絡できるよう、市町や消防機関等の関係機関の連絡先や連絡内容をあらかじめ整理し、定期的に職員に周知するとともに、日頃から地域の消防団や住民等との連携を図り、災害時に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりをしておく必要があります。

また、あらかじめ作成した通報・連携体制については、利用者や職員が常に確認できる状態にすることで、発災直後の混乱の中でも関係機関等への通報等を速やかに行えるよう、その概要を施設内の適当な場所に掲示しておく必要があります。

これらの関係機関等との情報伝達手段についても、あらかじめ決めておきましょう。(非常災害時には、電話が通じにくくなる場合もあることから、必要に応じ、FAXやメールを活用しましょう。)

エ 家族への連絡等

家族の緊急連絡先を常に最新情報としておき、電話、メール、FAXなど複数の情報伝達手段を確保しておくようにしてください。また、施設の防災計画で定める避難先、避難経路などについては、あらかじめ家族にもお知らせしておき、入所施設も含め、利用者の引き継ぎが必要となる場合に備えて、その方法（ルール）についても説明をしておきましょう。

6 施設の休業判断（通所施設）

ア 臨時休業の判断基準

施設の所在する地域だけでなく、利用者等の住んでいる地域や通所経路等の危険箇所を把握した上で基準を定め、適切に臨時休業の判断が下せるようにしておきましょう。

また、利用者への連絡方法、連絡時間等について、あらかじめ利用者及び利用者の家族に周知しておきましょう。

* 臨時休業の判断基準の例

- ・ 台風が直近を通ることが予想される時。
- ・ 土砂災害警戒情報や記録的短時間大雨情報が発表された時。

イ 家族等への引き継ぎのルール

通所施設においては、非常災害発生時に利用者が施設にいた場合の引き継ぎ方法をあらかじめ家族との間で協議し、非常災害時の引き継ぎに混乱が生じないようにしましょう。

また、家族が被災した場合や利用者が単身者で家族が遠隔地にいる場合もあることから、あらかじめ家族への連絡方法や引き継ぎの可否について決めておくことが必要です。

① 引き継ぎ要否の判断

施設管理者は、被害予想に基づき、施設の立地条件、利用者の状態なども判断材料として、家族等への引き継ぎを決定することが必要です。

なお、被災の状況によっては、家族のもとが最も安全とは限りません。引き継ぎ後の安全が確保できない場合には、一時的に家族への引き継ぎを控えることも検討しましょう。

② 引き継ぎの記録

引き継ぎ時の混雑から、人違いで他人へ利用者を引き継ぎことがないよう、迎えに現れた家族等に直接引き継ぐとともに、迎えに来た人の氏名、住所、連絡先、引き継ぎ年月日、時刻などを必ず記録しましょう。

なお、非常災害の進展等に応じ、家族への引き継ぎの暇がない場合に備え、通所施設の管理者は、自ら利用者を避難させることも念頭に入れておく必要があります。この場合の避難先や引き継ぎ方法についても家族と話をしておきましょう。

7 避難行動の検討

(避難関係)

条例により、施設は次のことを実施しなければなりません。

- 災害が発生した場合における安全確保のための体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定すること。
- 非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
- 非常災害時に備えた周辺地域及び他の施設等との連携に努めること。

施設管理者は、非常災害が発生し又は発生するおそれがあり、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、避難計画等に基づき、利用者を速やかに避難させなければなりません。

災害が発生した時に、利用者を安全な場所へ迅速かつ円滑に避難させるために、あらかじめ避難場所・避難所、避難経路、避難手段等を定めておきましょう。

ア 避難判断基準

市町の防災担当課等から避難に関する情報を得たときや施設及び施設周辺で少しでも普段と違う状態を見つけたときには、早めに避難しましょう。

* 避難判断基準の例

○土砂災害の場合

- 土砂災害の危険箇所付近の施設では、土砂災害警戒情報が発表されたときや県のホームページで示す土砂災害降雨危険度がレベル2になったときなどが避難開始のタイミングになります。
- 土砂災害の前兆現象が現れた場合は、とても危険な状況です。土砂災害降雨危険度の状況によらず、一刻の猶予なく直ちに避難しましょう。

○洪水の場合

- 浸水する前の避難が原則です。市町からの情報に注意し、避難準備情報や避難勧告、避難指示が出た場合は、早急に避難しましょう。(市町から出される「避難準備情報」は、一般の方は立ち退き避難の準備をする段階ですが、避難行動要支援者は、立ち退き避難を開始する段階です。)
- 市町からの情報がない場合でも、低地にある施設など立地条件によって危険となる場合があることから、河川の水位が避難判断水位まで増水している場合など、少しでも危険を感じたらすぐに避難しましょう。

○高潮の場合

- 海岸に近いところにある施設は、気象庁から高潮警報が発表された段階で避難を考えましょう。
- 台風がまだ接近していないときにも警報が発表されることもあるので、気象情報に

常に注意をし、早めに避難しましょう。

○地震（津波）の場合

- 地震発生後は、直ちに建物の内外を点検し、大きな亀裂や傾きなどが発見された場合には施設外に避難しましょう。
- 津波警報等が発表された場合は、急いで、高い場所に避難しましょう。

○原子力災害の場合（PAZ内施設）

- 原子力発電所において警戒事態が発生した場合は、避難の準備を行きましょう。
- 原子力発電所において施設敷地緊急事態が発生した場合で、市町から避難の指示があった場合は、避難を実施しましょう。
- 早期の避難が困難である場合等において、市町から屋内退避の指示があった場合は、一時的な屋内退避を実施しましょう。

○原子力災害の場合（UPZ内施設）

- 原子力発電所において全面緊急事態が発生した場合は、市町からの指示に従い屋内退避を実施しましょう。
- 事態の規模、時間的な推移に応じて、市町からの避難の指示があった場合は、避難を実施しましょう。

イ 避難場所・避難所

予測される非常災害と建物構造などに基づき、避難先を施設内とする場合、施設外とする場合を定めておきましょう。

① 施設内

施設内の避難場所は、予測される災害に応じて、決めておく。

（例）床上浸水のおそれ・・・2階食堂
強風被害・・・1階中央の共同室

② 施設外

施設外の避難場所・避難所についても、非常災害の種類・状況に応じて選択できるように、市町が指定する避難所も含め複数設定、確認しておきましょう。

その際、協力福祉施設等（ホテル等の民間施設等を含む）との利用者の受け入れに関する協定を結ぶなどして、他の施設等との相互応援体制を充実するよう努めましょう。

また、非常災害時の避難場所・避難所については、利用者の家族等にも周知しておきましょう。

ウ 避難経路

避難経路については、道路の破損、河川の氾濫、橋の崩落や建物の倒壊など不測の事態に備え、所定の避難場所・避難所までの複数の避難経路を想定しておきましょう。避難誘導を安全に行えるように、避難経路上の危険箇所（土砂災害）についても把握しておきましょう。

迅速な避難誘導を可能とするため、避難経路図を作成して、職員に対する周知徹底を図っておきましょう。(室内の避難経路図には、消火器などの設備の位置や利用者の状況等も併せて記載しておきましょう。)

エ 避難手段

利用者の移動手段、避難手段としては自動車、車いす、ストレッチャー、散歩車、リヤカー、徒歩等による方法が考えられます。

① 輸送車両の必要数の確保

迅速な避難を実施するため、あらかじめ避難のために必要となる自動車の数を、徒歩での避難が困難な利用者数等から割り出しておきましょう。

施設車両・職員車両などによっても、必要数を確保することが困難な場合には、近隣施設の所有する車両等の手配や地域住民の方々の応援などによって、必要数を確保しておきましょう。この場合、あらかじめ具体的な手順等を話し合っておき、災害時にはスムーズに車両が確保できるよう対応しておく必要があります。

② グループ分け

利用者の状態ごとに避難するための方法（自動車・徒歩・車いす・ストレッチャーなど）を分け、色分けし、利用者に該当する色のゼッケン、名札等をつけてもらい、職員が認識できるようにしておくこと、避難を効率的に行うことができます。

避難は、グループ分けされた利用者について、それぞれ所定の移送手段を用いて、順番を決めて避難誘導します。あらかじめ名簿等を作成しておくといでしょう。

オ 非常用持ち出し袋

災害の状況によっては、避難所で即座に必要な物資等を揃えることが困難となります。

このようなことも想定し、あらかじめ避難の際や避難所での生活に最低限必要なものをいつでも持ち出せるよう、非常用持ち出し袋を準備しておきましょう。

必要なものは利用者の状況によっても異なりますが、非常持ち出し袋が重くなりすぎると、職員の避難の支障になります。避難訓練を通じて、非常持ち出し物品の選別、職員が持って避難するのか、台車などに積んで持ち出すのか等、随時見直しをしていく必要があります。

【非常用持ち出し物品の例】

避難用物資	<input type="checkbox"/> 拡声器／ハンドマイク／ホイッスル <input type="checkbox"/> 誘導旗 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> おんぶ紐 <input type="checkbox"/> 防災ずきん／ヘルメット
生活用物資	<input type="checkbox"/> 利用者名簿 <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> 救急用品 <input type="checkbox"/> 毛布など防寒具 <input type="checkbox"/> 着替え <input type="checkbox"/> 紙おむつ／生理用品 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 非常食 <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> ウェットティッシュ

連絡・情報収集用 物資等	<input type="checkbox"/> ラジオ／無線機／携帯電話 <input type="checkbox"/> 利用者引き継ぎカード	<input type="checkbox"/> 関係機関連絡先一覧表
-----------------	--	-------------------------------------

カ 非常災害時に備えた利用者の情報整理

利用者の氏名、年齢、血液型、家族等、連絡先、福祉サービス内容、福祉サービス担当者、薬、心身の状態などを記載した一覧表を作成、保管し、避難時に持ち出せるように備えておきましょう。また、整理した情報は常に最新の状態にしておくことが重要です。

このような情報を把握し、避難先にも持ち出すことができると、避難先での利用者の処置や支援に非常に役立ちます。そのため、「一覧表」は、非常災害による焼失、汚損等に備え、コピー等により複数作成し、複数箇所に保管しておき、いつでも持ち出せるよう非常用持ち出し物品の1つとしておきましょう。

また、そのデータは、コンピュータ内に保存するだけでなく、クラウドコンピューティングなどのICTを利用すれば、データを持ち出す必要がありませんので便利です。

なお、個人情報保護の観点から、日頃からの保管・閲覧、持ち出しの際の取扱いには十分注意する必要があります。

8 訓練、防災教育

(訓練、防災教育関係)

条例により、施設は次のことを行わなければなりません。

- 非常災害時に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
- 職員及び利用者に対して当該利用者の特性に応じて必要な防災教育を実施すること。

災害時の被害を最小限に食い止めるためには、日頃から訓練や防災教育を通じて、職員及び利用者の防災意識や非常災害への対応力を高めておく必要があります。

ア 訓練の頻度、内容

非常災害時に備えた訓練の実施にあたっては、次のようなことに留意して実施してください。消防法で義務付けられた訓練を実施することはもとより、施設の立地環境等を踏まえて考えられるあらゆる災害を想定した訓練を、工夫しながら繰り返し行いましょう。

- ① 火災、地震のみならず、土砂災害や河川氾濫などの風水害など、様々な災害の発生を想定した訓練とする。また、夜間の非常災害発生を想定した訓練や非常災害の規模等を考えた訓練など画一的な訓練とならないように留意する。

(例)

火災	【出火場所等状況を変えて実施】→出火場所によって避難経路は異なる ■施設内出火（調理室、ダイルーム、階段付近など） ■施設外出火（近隣の工場、民家など） ■時間帯（午前、午後、食事中、入所施設においては夜間など） ■利用者の居場所（居室、ダイルーム、屋外など）
地震 (津波)	【地震発生後の各場面や二次災害等を想定して実施】 ■地震発生後の場面に応じた訓練 緊急地震速報に対応する訓練、地震を感知し身の安全を守る訓練、地震終息後より安全な場所に移動する訓練、利用者の家族等への引き渡し訓練 ■二次被害の有無 火災の発生（施設内、施設等近隣）、津波の発生
水害	■床下浸水や床上浸水を想定した訓練（避難誘導、持ち出しなど） ■水害等については、発生時期がある程度特定されることから、その時期を見越して実施
原子力	■通信・情報伝達訓練（市町、地元自治会等） ■避難等訓練（屋内退避、地元自治会等の協力支援、移動(避難)訓練など）

- ② 非常災害時に備えた訓練は、月1回以上実施することが望ましい。

※ただし、必ずしも毎回は職員及び利用者全員が参加する避難訓練とする必要はなく、「職員のみでの訓練」、「通報訓練」、「災害図上訓練」、「ユニットごとの訓練」など、施設や利用者の実態に合わせて柔軟に訓練内容を企画してください。

-
- ③ 災害時における職員配置や職員の行動、関係機関の連絡先、職員の緊急連絡網について、周知徹底を図る。また、訓練にあわせ、連絡先等の情報が最新のものとなっているかも確認する。
 - ④ 自動車での避難が可能な場合と、徒歩での場合、それぞれどれだけかかるかを計測し、職員に周知しておく。
 - ⑤ 訓練の実施にあたっては、災害時に施設外（地域）からの応援活動が円滑に進むように、施設関係者だけでなく、近隣の協力者や消防団等にも参加を促して実施することが望ましい。
 - ⑥ 訓練記録を作成し、訓練で得られた知見を防災計画に反映する。

イ 防災教育の実施

防災教育は、災害による被害を最小限にするため、職員及び利用者の防災に関する関心、知識と理解を深め、状況に応じた適切な判断を行うことができるようにすることを目指して実施します。

施設で行う職員及び利用者に対する防災教育の内容としては、「想定される非常災害についての基礎的な知識」、「警戒情報等の性格及びこれに基づきとられる措置の内容」、「防災計画の周知徹底」、「非常災害時に職員及び利用者がとるべき行動」などが想定されます。

このほか、職員に対しては、行政や各種団体等が実施する研修に積極的に派遣するなどして防災意識の向上を図るとともに、そこで得られた知見等を施設全体の防災対策に活かすようにしましょう。

利用者への防災教育については、それぞれの理解度に応じたものとなるよう留意する必要がありますが、中には、意思の疎通が困難な利用者で、防災教育の実施自体が困難である場合もあると思われます。そのような利用者は、非常災害時に自ら適切な避難行動をとることが特に難しいことが想定されるため、職員において、非常災害時にその利用者の安全をどのように確保すべきか、十分検討しておくことが望まれます。

9 地域、関係団体、他施設等との連携

条例により、施設は次のことを行わなければなりません。

- 非常災害に備えた周辺地域及び他の施設等との連携に努めること。
- 非常災害時における被災者支援に努めること。

非常災害時には、施設が被災するとともに、多くの職員が被災することも十分に想定されます。こうした状況の下で利用者等の安全の確保と安心して生活できる環境を回復・保持するためには、いかに迅速にかつ的確に物的・人的な体制を確保できるかが、非常に重要なポイントになってきます。

そのためには、施設が日々の備えを万全にしておくことを基本に、地域の自治会・町内会をはじめとする地域との連携による支援体制や同種施設や関係団体との協力関係を構築しておくことが重要です。

ア 支援を得るための協力体制づくり

阪神・淡路大震災で、家の下敷きになった人の多くを助け出したのは、家族や近所の人達でした。大規模な非常災害が発生した時には、都道府県や市町、消防、警察などの行政機関の対応が追いつかない場合も予想されます。

また、火災など日常的に起こりうる災害の際にも、地域との交流を深めておけば、いち早い発見や手助けをしていただくことが期待されます。

そこで、非常災害時に協力を得られるよう、平常時から地域住民、自主防災組織、ボランティア団体等との応援協力の関係を構築しておきましょう。

① 地域住民等との交流

日頃から地域住民、自主防災組織、ボランティア団体等との交流を図り「開かれた施設づくり」を推進するとともに、非常災害時の避難協力体制を構築し、災害発生時に地域住民の協力を得て、多数の利用者の避難等を迅速に行えるようにしておくことが必要となります。

② 関係機関等との連携

市町、消防署、地域の消防団、自主防災組織及び周辺事業所等との連携を密にし、緊急時の連絡通報や救助活動等に関する協力体制の確立に努めましょう。

また、地元市町が行う訓練などの機会があれば、地域の一員として積極的に参加しましょう。

イ 他施設との相互応援体制の整備

非常災害時に、同種施設などと連携できれば、施設で必要となる物資の供給や介護などの技術を有する職員の派遣、施設運営に必要な設備・資機材等の提供を受けるこ

とができ、一時的に利用者の受入等を依頼することができるなど、被災施設にとって力強い味方となります。研修会の共同実施や相互に施設の主催する行事に参加するなど、日頃から施設間の交流に努めておきましょう。

また、非常災害時に、迅速に人的・物的援助、施設利用の協力を受けられるように、事前に同種の施設との間で、非常災害時の対応について協定を締結するなど取り決めを行っておきましょう。

なお、近隣施設の場合、非常災害時には同時に被災する可能性があるため、県外の施設も視野に入れ、距離の離れた同種の施設とも協定を結んでおくことが有効です。

さらには、避難生活が一定期間続くことも想定し、ホテル等の民間施設等との利用者の受け入れに関する協定を締結することも検討しましょう。

これらの相互応援協定を締結した場合は、当該協定書の写しを送付することにより、その内容について県に連絡してください。

***原子力災害に関する留意事項**

P A Z 及び U P Z 区域内にある施設は、U P Z 区域外の同種の施設の協力を得られる体制を築くことが必要です。

- U P Z の区域外にある施設は、P A Z 及び U P Z 区域内の施設から避難先の確保等のため、あらかじめ協定締結等の要請があった場合は、できる限り協力してください。
- 受入れ施設が確保できた場合、両施設間で、連絡方法（昼・夜）、移動手段、避難想定人数、移動想定職員数などについて事前に情報共有をし、書面で確認をしておいてください。
- P A Z 及び U P Z 区域内にある施設は、受入れ施設や移動手段の確保が困難な場合は、県に相談してください。
- 受入れ施設においては、受入に要するスペース、機材、職員の体制を想定（受入計画の作成）していただき、これらが不足する際の対応をご検討ください。資機材や人員不足等が生じるおそれがある場合には、県に相談してください。

第2章 非常災害発生時の対応

第1 風水害・土砂災害

1 災害の特徴

風水害・土砂災害は、気象情報などで危険の接近をある程度知ることができ、事前の準備ができる災害です。

ア 一瞬の出来事

土砂災害は、瞬時に発生し、立地環境等によって局地的に甚大な被害をもたらします。

また、近年では、ごく限られた範囲に、短時間に、極めて大量の雨が降る短時間豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）による内水氾濫、河川氾濫、土砂災害が短期間で発生する被害も増えています。

イ 外部との連絡途絶・孤立状態の継続

電話等の不通による外部との連絡途絶や電気、水道、ガス等の供給が局地的に停止して施設の機能を麻痺させることがあります。

また、完全復旧までに相当期間を要するだけでなく、一旦被災すると、物資の移動や避難が著しく困難になることがあります。

ウ 二次災害の発生

台風通過後の洪水、冠水、土砂崩れ、橋梁破損、洪水の後の伝染病の発生、落雷後の火災、停電、感電、家屋の破壊などの二次災害が発生する可能性があります。

2 発生時からの行動手順

ア 情報収集

大雨や台風の接近が予想される場合、気象庁が発表する警戒情報等に留意し、警戒体制をとりましょう。

① 気象情報の収集

テレビ、ラジオ、インターネット等により、気象庁等が発表する大雨や土砂災害、台風の情報を収集しましょう。

なお、局所的に発生する集中豪雨は、予測が困難で、注意報や警報等は急に出ることも多いため、常時、次のような気象情報に気をつけましょう。

- ・特別警報
- ・大雨警報（注意報）、記録的短時間大雨情報
- ・洪水警報（注意報）、氾濫警戒情報
- ・暴風警報（強風注意報）
- ・土砂災害警戒情報 など

② 施設周辺の点検・見回り

施設周辺を定期的に見回り、水かさの増加や土砂災害の前兆現象がないか注意しましょう。

ただし、台風が通過している最中や雨が強く降っているときに、外の様子を確認しに外出することは控えましょう。水の状況は急変することもあるので、河川や水路、堤防、崖などの状況を確認しに行くことも非常に危険なので控えましょう。

*土砂災害の前兆現象

土石流：①川の水が濁り、流木などが流れてくる

②雨が降り続けているのに川の水位が下がっている（鉄砲水の前兆）

③山鳴りがする（ミシミシと音を立てる）

地すべり：①沢や井戸の水が濁る

②斜面にひび割れや変形がある

③がけや斜面から水が噴出している

がけ崩れ：①がけから音がする。小石が落ちてくる

②がけに割れ目が見える

③がけから水が湧き出ている

③ 利用者への情報提供

利用者に対して、定期的に正確な情報を提供し、動揺や不安を解消するとともに避難の準備など適切な行動が取れるようにしましょう。

イ 体制の確保

① 職員の参集指示

夜間など職員の数が少ない時間帯の場合は、あらかじめ定めた職員参集基準により非番の職員を参集又は自宅待機させましょう。

② 事前に決めておいた体制を確保できない場合

統括責任者は、実際の参集状況に応じて各班に職員を割り当てましょう。

少ない職員で役割分担する場合は、1人が複数の役割を担うこととなりますが、まずは負傷者の救護を行う班、避難誘導を行う班、情報収集を行う班を優先的に立ち上げましょう。

③ 職員の役割分担表の貼付

参集状況に応じて実際の役割分担表を作り、体制表を貼り出して、指揮命令系統や担当別の業務内容を明確にしておきましょう。

ウ 施設の休業判断（通所施設）

収集した気象情報や施設の被災の状況に基づき、あらかじめ定めた基準に照らして、適切に臨時休業の判断をしましょう。

可能であれば、利用者が家を出る前に休業の連絡をすることが望ましいですが、サービスの開始後に休業を決定した場合には、利用者の住んでいる地域や通所経路等の危険箇所の状況を十分考慮し、必要に応じて、家族へ利用者の迎えを依頼しましょう。

家族への引き継ぎは、家族が勝手に利用者を連れ帰ることがないように、職員立ち会いの下で行うことを徹底しましょう。また、引き継ぎ時の混雑から、人違いで他人へ利用者を引き継ぐことがないように、迎えに現れた家族に直接引き渡すとともに、迎えに来た人の氏名、住所、連絡先、引き継ぎ年月日、時刻などを必ず記録しましょう。

エ 避難誘導

気象情報や市町長の発令に基づいて、あるいは災害の前兆や周辺の異変に気づいたら、すばやく安全な場所へ避難をしなければなりません。

① 避難の決定

市町が発令する避難に関する情報（避難準備情報や避難勧告等）を得たときや施設周辺で非常災害の前兆や異変を見つけたときには避難を決定しましょう。

寝たきりの方や介助の必要な方が入所する施設については、避難時に一人の利用者の避難に複数の職員と相当な時間を必要とすることから早い段階で避難の判断をすることが必要です。

② 避難場所・避難所、避難経路

天候や時間、利用者等の状況に応じて、第1段階として施設内の安全な場所への避難、第2段階として近隣公共施設等への短期的避難、第3段階として周辺の施設、病院への長期的避難と、段階を踏んで避難場所・避難先を検討することも大切です。

i 施設内での避難

立地条件や非常災害の規模等から施設内に留まることが安全と判断される場合には、施設内の安全な場所へ避難しましょう。

浸水や土砂災害のおそれがある場合であれば、避難場所は、できるだけ高層階の安全な場所を選択しましょう。

ii 施設外への避難

施設建物の倒壊の危険性がある場合や土砂災害の被害、河川の氾濫による浸水被害が想定される場合には、当該施設建物外の安全な場所への避難が必要となります。

市町の防災担当課等から河川の増水状況や近隣の被害状況等を入手し、最も安全と思われる避難場所・避難所や避難経路を選びましょう。

また、避難誘導に際しては、避難場所・避難所の位置、避難経路、避難方法、誘導職員等を具体的に示して実施してください。

③ 避難の実施

施設外への避難を決定したら、要員の確保、避難誘導の準備等が整い次第、早期に避難を開始しましょう。避難誘導等にあたる人員が職員だけで不足する場合には、市町や近隣の消防団、関係機関その他の協力者に協力を依頼して、避難誘導等を行いましょう。

なお、避難を実施する際には、ブレーカーの切断やガスの元栓の確認など、二次災害発生の防止措置をとりましょう。

<避難に当たっての留意事項>

- ・避難先や避難経路の状況、周辺地域の被災状況、救助活動の状況など、周辺の様子をできるだけ正確に把握し、避難経路の安全が確保されている間に、速やかに避難を開始する。
- ・利用者が一度に歩ける距離、歩き易さなどにも留意して、避難場所や避難経路等を決定する。
- ・避難誘導の前後に全員の点呼を行い、安全に避難を完了したことを確認する。
- ・避難時は、逃げ遅れたり、はぐれたりする人がいないように、ロープ等を利用する。
- ・持ち物はリュックに入れるなど、いざというときに両手が使えるようにしておく。
- ・水の中を歩くときには、側溝やマンホールなどにはまらないように、長い棒や杖で確認するなど、足元に十分注意する。
- ・避難時は、歩ける人は必ず運動靴をはき、歩行の安全性を確保する。
- ・避難場所を伝達するため、玄関、門扉等に避難場所を書いた札等を掲示する。

オ 応急手当・病院への搬送

利用者の状況を確認しながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない人がいないか、体調を崩した人がいないか、確認を行います。

ケガ等に対して応急的な措置を施しつつ、病院での診察・診療等が必要と思われる人については病院への搬送を行います。

第2 地震・津波災害

1 災害の特徴

地震は、風水害・土砂災害と異なり、予測が困難な中で事前の備えが必要となる災害です。

ア 施設建物や設備自体の損傷・故障

地震による強い揺れで、施設建物や設備自体が損傷・故障する場合があります。

イ 落下物や転倒等により備品等の破損・散乱

揺れにより落下してきた物にぶつかったり、それ自体が転倒したりすることなどで、備品等が破損し、室内にその破片が散乱する場合があります。

ウ 施設内の混乱

利用者の中には、動揺して施設内を逃げ惑ったり、恐怖を感じ大声や奇声を発したりする人が出て、騒然とした状況が生まれる可能性があります。

エ 外部との連絡途絶、孤立状態の発生・継続

- ・電気、水道、ガス等の供給が停止し、施設の機能が麻痺する。
- ・道路等が寸断され、施設が孤立する。
- ・固定電話や携帯電話の一斉集中から、連絡がとれない状態が続く。
- ・市町庁舎の倒壊等により、行政サービスの機能も麻痺する。

オ 二次災害の発生

地震の後に、津波、火災、土砂崩れなどの二次災害が発生する可能性があります。(地震では被害がなかった施設でも、津波等で新たに被災することもあります。)

2 発生時からの行動手順

ア 地震発生時の対応

地震発生から揺れが収まるまで、職員は、次のことに留意し、自分と利用者の身の安全を守りましょう。(まずは職員が自らの安全を確保しなければ、その後の利用者の救護や避難誘導等の対応が困難になります。)

- ・机やテーブルの下に隠れる。又は、壁や柱の近くに身を寄せる。
- ・落下物や転倒物から、特に頭部を守る。
- ・ドアを開けて非常脱出口を確保する。
- ・あわてて外に飛び出さない。
- ・エレベーターの中にいる場合、全ての階のボタンを押し停止した階でおりる。閉じこめられたら、非常ボタンを押して救助を待つ。

イ 安全確保

大きな揺れがおさまったら、職員は、利用者の安全確認とともに、必要な出口や通路の安全性確保、出火防止のための措置、電源の確保等を速やかに行う必要があります。

① 避難経路等の確保

- ・戸が再び閉まらないように近くにあるものをはさみ込み固定する。

-
- ・ガラスの破片や棚の転倒の状況を確認して、安全な避難経路を確保する。

② 出火防止のための措置

- ・火元付近にいる職員で手分けして火元の点検、消火活動をする。
- ・電気器具のプラグをコンセントから抜く。ブレーカーを切る。

③ ガス漏れ対策

- ・ガス漏れの有無を確認する。
- ・ガスの元栓を閉める。
 - ※ ガス漏れ対策には、器具より屋外のバルブ(元栓)を閉めることが有効です。
 - ※ 臭いがしたら、まず窓、ドアといった開口部をすべて開け、何より換気(換気扇は不可)を行い、次にガスの元栓を閉めます。

④ 施設内の安全確保等

- ・倒れやすくなっているもの・落下しやすくなっているものは応急措置する。
- ・建物内の安全対策が十分で津波等の危険性がない建物では、利用者を各自安全な場所で待機させる。

⑤ 医療機器の電源確保

- ・停電等による医療機器の停止は、利用者の生命等の危険を生じさせることから、速やかに医療機器の電源を確保する。

ウ 安否確認と救護活動

① 利用者の安否及び負傷の程度を確認

利用者の安否を確認しながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない人がいないか、体調を崩した人がいないか、などの確認を行います。

② 病院への搬送

利用者がけが等をしている場合、応急的な措置を実施し、病院での診察・診療等が必要と思われる人については病院への搬送を行います。

③ 死者が出た場合

万一、死者が出た場合には、他の利用者が動揺しないよう隔離安置します。

エ 体制の確保

① 職員の参集指示

夜間など職員の数が少ない時間帯の場合は、あらかじめ定めた職員参集基準により非番の職員を参集又は自宅待機させましょう。

職員は、施設と連絡が取れない場合でも、職員参集基準に該当する場合は、自身と

家族の安全が確保された後、自発的に参集しましょう。

② 事前に決めておいた体制を確保できない場合

統括責任者は、実際の参集状況に応じて各班に職員を割り当てましょう。

少ない職員で役割分担する場合は、1人が複数の役割を担うこととなりますが、まずは負傷者の救護を行う班、避難誘導を行う班、情報収集を行う班を優先的に立ち上げましょう。

③ 職員の役割分担表の貼付

参集状況に応じて実際の役割分担表を作り、体制表を貼り出して、指揮命令系統や担当別の業務内容を明確にしておきましょう。

オ 情報の収集・安全確認

① 地震被害についての情報の収集

地震発生後、ラジオ・テレビ、インターネット、市町災害対策本部、警察、消防等から正確な情報を入手し、被害の全体像を速やかに把握したうえで、当該施設の安全性を判断します。

入手すべき地震情報としては次のようなものがあります。

- ・地震の震源地
- ・地震の規模
- ・周辺の被害状況及び交通状況
- ・避難指示、避難勧告の有無
- ・津波情報 など

② 施設内の安全確認・安全の確保

建物の損壊状況や周囲の二次災害の予兆などの情報収集を行います。

- ・地震などの後は、漏電、ボイラーの破損など二次災害発生原因となりうるものを、すぐに点検し、電力会社又は電気工事業者の判断を得る。
- ・給水、電気などのライフラインや貯蔵庫等の設備に支障がないかを点検する。
- ・ガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油もれなどを点検し、必要な補修、清掃等を実施する。
- ・地震の後は、ガラス破片などが周囲に散乱しているため、施設内であっても、必ず靴を履いて行動する。
- ・建物崩落等の危険を発見した場合は、危険箇所には絶対に近づかないように指示するとともに、ロープ等を張って立入を禁止する。

③ 利用者への情報提供

利用者に対して、定期的に正確な情報を提供し、動揺や不安を解消するとともに避難の準備など適切な行動が取れるようにしましょう。

カ 避難誘導

収集した情報に基づき、施設建物内に留まることが安全かどうかを判断し、必要と認められる場合には、速やかに本格的な避難を開始しなければなりません。

また、余震が起きても、慌てずに正しい情報に従い行動しましょう。

① 避難の決定

施設の被害の状況、近隣の被害の状況等を総合的に判断して、避難の要否及び避難先について決定しましょう。

② 避難場所・避難所、避難経路

i 施設内での避難

立地条件や災害の規模等から施設内に留まることが安全と判断される場合には、施設内の安全な場所へ避難しましょう。

津波のおそれがある場合であれば、避難場所は、できるだけ高層階を選択しましょう。

ii 施設外への避難

地震の被害により、施設建物に倒壊の危険性がある場合には、当該施設建物外の安全な場所への避難が必要となります。

あらかじめ定めておいた避難経路、避難場所・避難所のうち災害の状況に応じて、具体的な避難経路や避難場所・避難所を決定します。

避難誘導に際しては、避難場所・避難所の位置、避難経路、避難方法、誘導職員等を具体的に示して実施してください。

③ 避難の実施

避難の実施にあたり、人員が不足する場合には、市町や近隣の消防団、関係機関その他の協力者に協力を依頼して、避難誘導等を行いましょう。

施設敷地外に徒歩で避難する場合は、避難開始前に全員の点呼を行い、利用者が逃げ遅れたり、はぐれたりすることがないように、ロープ等を利用して無駄なく行動しましょう。

また、ブレーカーの切断、ガスの元栓の確認など、二次災害発生の防止措置をとりましょう。

<避難に当たっての留意事項>

- ・地震の後は、ガラス破片などが周囲に散乱しているため、避難の際は、必ず運動靴を履く。
- ・移動には、頭部の保護のため、ヘルメットや座布団等を用い、転倒した場合に備えて手を保護するため軍手等を着用する。
- ・利用者が一度に歩ける距離、歩き易さなどにも留意して、避難場所・避難所や避

難経路等を決定する。

- ・傾いた建物・ブロック塀・自動販売機など倒壊のおそれのあるものには近寄らない。
- ・いったん避難したら再び建物の中に戻らない。
- ・避難場所を伝達するため、玄関、門扉等に避難場所を書いた札等を掲示する。

キ 応急手当・病院への搬送

利用者の状況を確認しながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない人がいないか、体調を崩した人がいないか、確認を行います。

ケガ等に対して応急的な措置を施しつつ、病院での診察・診療等が必要と思われる人については病院への搬送を行います。

第3 原子力災害

1 災害の特徴

原子力災害とは、原子力災害対策特別措置法において「原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。」とされています。

また、原子力緊急事態とは「原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬の場合にあっては、当該運搬に使用するよう容器外）へ放出された事態をいう。」と定義されています。

ア 放射性物質又は放射線の放出

原子力災害では、放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が生じます。

イ 目に見えない

放射性物質又は放射線の存在は、放射線測定器を用いることによって検知することができますが、その影響をすぐに五感で感じることはできません。

このため、国、県、市町等が発表する正確な情報を入手し、冷静、沈着、確実にその指示等に従うことが大切です。

また、平時から放射線についての基本的な知識を得て、理解しておくことも必要です。

ウ 放射線被ばく

放射線を身体に受けることを「放射線被ばく」といいます。放射線被爆の経路には、「外部被ばく」と「内部被ばく」の2種類があります。

外部被ばくは、体外にある放射性物質から出る放射線を受けることによる被ばくです。内部被ばくは、呼吸によって空気中の放射性物質を吸い込んだり、放射性物質を含んだ飲食物を摂取したりすることにより、体内にある放射性物質から出る放射線を受けることによる被ばくです。

外部被ばくと内部被ばくは、複合的に起こり得ますので、原子力災害対策の実施に当たっては、双方を考慮し、無用な被ばくを回避することが大切です。

エ 一般災害との共通性も

情報連絡、屋内退避・避難等の原子力災害対策の実施については、一般的な防災対策と共通性又は類似性があるため、一般災害と全く独立した災害対策を講じるのではなく、原子力災害の特殊性を考慮しつつ、一般的な防災対策と連携して対応していく必要があります。

2 発生時からの行動手順

ア 体制の確保

市町等関係機関から収集した情報を踏まえ、あらかじめ定めた施設内の役割分担に従っ

て、原子力災害に対応する体制を構築します。

入所施設において、夜間など職員が少ない時間帯の場合は、あらかじめ定めた職員参集基準により非番の職員を参集又は自宅待機させます。

イ 情報収集

市町等関係機関から公表、提供される正確かつ最新の情報を把握します。

うわさやデマ、憶測に惑わされないように注意します。

* 必要な情報を収集する主な方法

- テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、コミュニティFMの放送
- 市町等関係機関が設置する電話窓口への問い合わせ
- 市町防災行政無線
- 携帯電話のメール（緊急速報メールサービス、防災ネットあんあん等）
- 広報車
- 船艇、航空機（拡声器、垂れ幕等）
- 自治会、自主防災組織、民生委員等を通じた連絡
- その他（市町等関係機関のホームページ、ツイッターなど）

ウ 職員間の情報共有

原子力災害に関する情報及び施設の対応についての情報は、あらかじめ定めた方法により全職員に伝達します。

職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるよう、避難を開始するまでは、収集した情報をホワイトボードなどに記入、掲示します。

エ 地元自治体との連絡調整

市町の担当窓口との間で、情報伝達手段を確認するなど緊急時連絡体制を確立します。

その後も、市町の担当窓口とは継続的に連絡を取り合い、施設の対応状況の報告や必要な支援要請を行い、市町からは防護措置についての指示を受けるようにします。

オ 避難等の防護措置

市町から屋内退避や避難等の指示があった場合は、市町の指示内容に従い、速やかに屋内退避や避難等を始めます。

福祉施設については、次の区分に応じて避難等の防護措置を実施します。

① 緊急事態区分

原子力災害については、以下のとおり原子力施設の状況に応じて、緊急事態を「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」の3つに区分されています。

i 「警戒事態」

県内において震度6弱以上の地震が発生した場合や大津波警報が発令された場合など、その時点で公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあり、情報収集等の準備、避難の実施に通常以上の時間がかかる避難行動要支援者（障害者や高齢者、子どもなど、ただし避難の実施により健康リスクが高まる者を除く）等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階

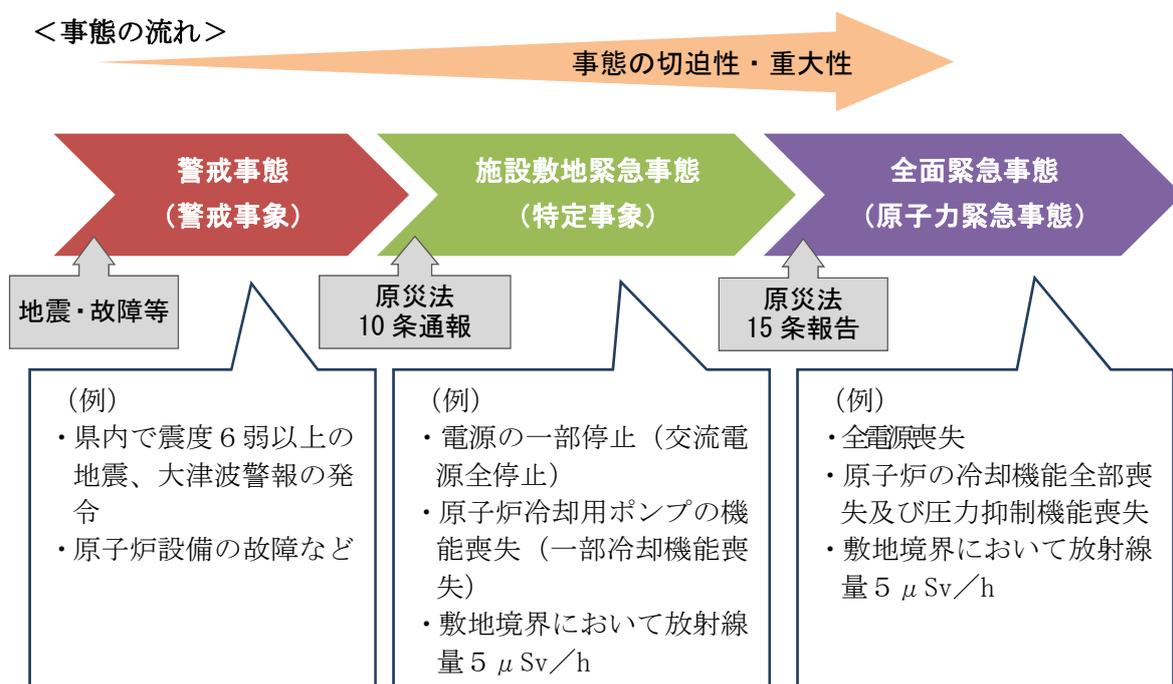
ii 「施設敷地緊急事態」

原子炉冷却材が漏えいした場合や原子炉の運転中にすべての給水機能が喪失するなど、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じ、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始するとともに、避難の実施に通常以上の時間がかかる避難行動要支援者（障害者、高齢者、子どもなど、ただし避難の実施により健康リスクが高まるものを除く）等の避難を実施する必要がある段階

iii 「全面緊急事態」

原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失した場合など、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じ、確定的影響（一定量の放射線を受けると必ず現れる影響、白血球やリンパ球の減少、頭痛や吐き気、発熱、意識障害など）を回避し、確率的影響（放射線を受ける量が多くなるほど現れる確率が高くなる影響、がんや白血病の罹患確率など）のリスクを低減させる観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

<事態の流れ>



※原災法：原子力災害対策特別措置法の略称

※原災法 10 条通報：原子力事業者は、法令で定められた基準以上の放射線量が検出されるなどしたときは、直ちに、国、県 所在町等に通報しなければならないこととなっている。

※原災法 15 条報告：全電源喪失など重大な事態となった際には内閣総理大臣に報告しなければならないこととなっており、内閣総理大臣は、考慮の余地なく直ちに「原子力緊急事態宣言」を公示することとなる。

② 緊急事態区分に応じた防護措置

PAZ内では、「警戒事態」になったら避難準備をし、「施設敷地緊急事態」になったところで避難を開始します。

一方、UPZ内では、「全面緊急事態」になった段階で、屋内退避の指示がされたうえで、空間線量率等の基準に沿って避難等の指示がなされますので、その指示に応じた対応をすることになります。

いずれにしても、市町等から指示がありますので、行政機関からの情報に十分注意し、指示に従った行動をしてください。

	PAZ (～概ね 5km)	UPZ (概ね 5～30km)	UPZ外 (概ね 30km～)
警戒事態	避難準備(避難手段の確保等)	・情報収集・連絡体制の立ち上げ ・屋内退避の準備(状況に応じて避難準備)	・情報収集・連絡体制の立ち上げ ・避難行動要支援者等の避難への協力準備(受入体制など)
施設敷地緊急事態	・指示があれば避難を開始(利用者の状況によっては屋内退避で対応) ・指示があれば安定ヨウ素剤の服用	指示があれば屋内退避(指示があれば避難)	・PAZ からの避難行動要支援者の避難受入れ ・UPZ からの避難行動要支援者の避難への協力準備(受入体制など)
全面緊急事態	(既に避難を開始)	・屋内退避を継続し、避難準備。指示があれば避難を開始 ・指示があれば安定ヨウ素剤の服用	UPZ からの避難行動要支援者の避難受入れ(指示があれば屋内退避等)

カ 避難準備

あらかじめ避難計画に定めている役割分担により、担当業務の内容を確認して速やかに避難できるよう、避難場所・避難所、避難経路の確認、利用者等の移送に必要な資機材の点検、非常持出品の確認などを行います。避難による利用者の健康上等の危険度を軽減するための十分な準備をします。

利用者には、原子力災害等や防護措置に関する正確な情報を伝達して、動揺や不安の軽減に努め、安全な避難行動が取れるよう準備します。

キ 屋内退避時の行動

屋内退避は、建物の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建屋の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図り、内部被ばくの低減を期待するものです。

屋内退避時には、すぐに施設内（屋内）に入り、ドアや窓を全部閉めます。換気扇やエアコンなどは止め、外の空気を入れないようにします。一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避（コンクリート屋内退避）が有効です。

外から帰ってきたら、服を着替えて顔や手を洗います。着替えた衣服はポリ袋に保管し、他の衣服と区別します。また、食品にはフタやラップをするようにします。

なお、PAZ区域内において本来なら避難すべきところを、早期の避難が困難である場合等において一時的に屋内退避を実施する場合には、気密性の低下等を考慮し、避難するタイミングなどを市町と調整するようにします。

ク 避難時の行動

避難は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採られる防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものです。

① 入所施設

避難の指示があった場合は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、迅速かつ安全に避難し、県及び市町に対して速やかに避難開始及び避難完了を連絡します。

原子力災害と大規模な自然災害が同時期に発生した場合など、避難誘導者などのマンパワーが不足する場合には、市町や県へ支援を要請したりして避難します。

なお、「避難」とは別に、「一時移転」が指示される場合があります。これは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等が低い場合に、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを提言するため、一定期間（一週間程度）のうちに当該地域から離れるため実施するものです。この場合、指示された期間内に避難先に移転等を済ませる必要があります。

***避難計画に定める内容**

UPZ区域内の福祉施設の管理者は、あらかじめ県及び市町と連携し、次の項目等についての避難計画を作成します。特に、利用者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図ります。

- UPZ区域外の避難場所・避難所
- 避難経路
- 組織編制（役割分担）
- 誘導責任者
- 誘導方法
- 利用者等の移送に必要な資機材の確保
- 関係機関との連携方策等
- 非常持出品

② 通所施設等

避難の指示があった場合は、利用者を家族等に引き継ぐことを原則とします。

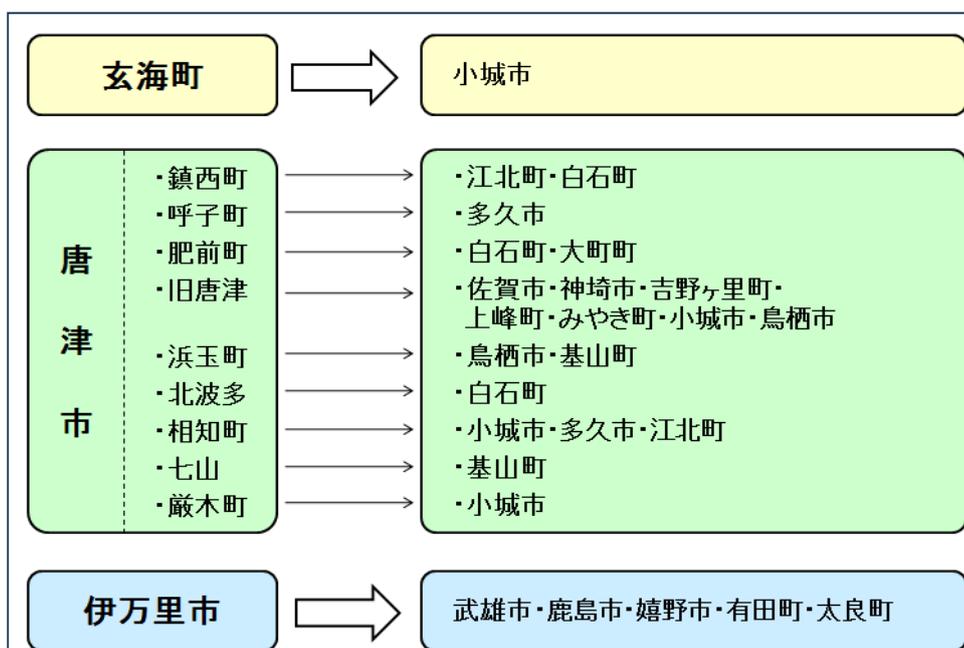
ただし、利用者を家族等に引き継ぐことができない場合は、当該利用者とともに市町が定めた避難所に避難し、避難先において当該利用者を家族等に引き継ぐこととします。

なお、こういった場合には、「避難先をどうすべきか」、「避難先のスペース等は十分確保されているか」などについて、あらかじめ施設の所在する市町にお問い合わせください。

また、グループホーム利用者については、原則、避難行動要支援者とし、市町の指示に従って避難していただくこととなりますので、その取扱いについても、あらかじめ施設の所在する市町にご確認ください。

(参考) 住民（施設入所者以外）の方の避難先

原子力災害時の住民の方の避難先については、例えば、「玄海町外津地区」の方は、「小城市小城市公民館」というふうに、具体的な避難場所が決まっています。



ケ 安定ヨウ素剤の服用

放射性ヨウ素を体内に取り込むと甲状腺に集まり、甲状腺が被ばくします。大気中の放射性ヨウ素を体内に取り込むおそれがある場合には、安定ヨウ素剤(放射性でないヨウ素)を予防服用することで、放射性ヨウ素が甲状腺に集まるのを抑制する措置がとられます。

安定ヨウ素剤は適切なタイミングで適切な量を服用する必要があります。また、副作用等に注意することが必要ですので、利用者及び職員は、安定ヨウ素剤の服用等については、必ず市町等からの指示に従ってください。

コ 飲食物の摂取制限等

大気中に放出された放射性物質が河川水に混入したり、農作物等に沈着すると、飲料水、野菜等が汚染されるため、それらを飲食したときに内部被ばくすることとなります。

飲食物の摂取制限は、飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで被ばくの低減を図る措置です。

これに関する指示等にも注意しましょう。

第4 火災

1 災害の特徴

火災による被害には、次のような特徴があります。

ア 火傷を負う。

イ 火災を前にして恐怖で身体が動かなくなったり、煙にまかれるなどして、身動きがとれなくなり、逃げ遅れる。

ウ 煙や熱傷等によって喉等をやられ、呼吸困難等となる。

エ 難燃性の製品等から発生した有毒ガス等を吸って、体の自由が利かなくなる。

2 発生時からの行動手順

ア 火災を発見したら

① 職員又は利用者が発見した場合

・大声で、周囲に知らせるとともに、非常ベルのボタンを押す。

② 自動火災報知設備等の作動によって発見した場合

・点灯した受信機の地区表示灯の場所と警戒区域一覧図を照合して確認し、現場へかけつける。

・現場に急行する際は、消火器、懐中電灯、マスターキー等を携行する。

イ 119番通報

① 通報

i 携帯電話による場合

勤務中に携帯電話を身に着けている場合は、火災を発見したら、直ちに119番通報を行いましょう。

ii 火災通報装置による場合

・ボタンをしっかりと押して、119番応答ランプが点滅したことを確認すること。

※機種によっては確認の方法が違う場合があります。

・消防からの確認のための呼び返しは、緊急時は必ずしも取る必要ありません。

② 通報要領

落ち着いて火災発生現場の位置と目標、火災状況及び避難状況を正しくはっきりと知らせましょう。(分かる範囲でよい)

ウ 初期消火

消火器や消火栓を使用し、初期消火を行います。

エ 避難誘導

① 避難指示

初期消火活動の一方で、利用者等に対して避難を呼びかけ、避難誘導を行います。

② 避難方法

- i 放送設備又は携帯用拡声器を使用して火災の発生を知らせつつ、職員が各室を回り口頭で避難誘導等を行います。

(例)「1階食堂から出火です。」

「速やかに玄関前の広場まで避難してください。」

- ii 避難場所は、火災の状況に対応できるように、あらかじめ複数予定しておき、火災時にどこに避難させるか決定します。

※出火時は、とりあえず一時的に火災から安全が確保できる施設敷地内（駐車場等）あるいは施設外の空き地等とし、避難完了次第、近くの公民館等へ移動するなど段階的に考えておきましょう。

<避難に当たっての留意点>

- ・煙にまかれたり、火炎の状況によって逃げ場を失ってしまったりするので、迅速な避難指示・避難誘導が必要である。
- ・姿勢を低くして、ぬれたハンカチやタオルを口と鼻に当て、煙を吸わないようにする。
- ・エレベーターは使用せず、階段を使用する。
- ・全介助を要するなど、ひとりでは歩行が困難な利用者やパニックを起こす可能性のある利用者に対する避難を積極的に支援する。
- ・延焼を少しでも抑えるため、ドア及び窓は閉める。鍵はかけない。
- ・いったん避難したら再び建物の中には戻らない。

③ 利用者の確認

屋外の安全な場所に着いたら、速やかに避難完了者、負傷者、要救助者等について、具体的な数字をふまえて、正しくはっきりと知らせる。逃げ遅れた人がいないか確認する。

④ 消防隊への引き継ぎ

現場に到着した消防隊に、「出火場所」、「避難の状況」、「利用者数」等の状況を報告する。

オ 応急手当・病院への搬送

避難者の状況を確認しながら、ケガをしていないか、気分がすぐれない人がいないか、体調を崩した人がいないか、確認を行います。

ケガ等に対して応急的な措置を施しつつ、病院での診察・診療等が必要と思われる人については病院への搬送を行います。

第3章 被災後の復旧対応

1 被災後の安全確認

- ① 利用者の状況を確認し、ケガをしている場合は応急処置や病院への搬送を行う。
- ② 速やかに障害物の除去等被災後の片付けを行い、必要に応じ応急修理や危険箇所への立入禁止措置など所要の安全対策を講じる
- ③ 施設に異常が認められる場合は、専門家による応急危険度調査等を実施し、安全性の確認を行う(斜面の崩落の危険、建物の傾斜など)。
- ④ 浸水等により施設内が汚染された場合には、清掃に加え防疫薬剤の散布など衛生管理上必要な措置を講じる。
- ⑤ 電気、ガス、水道等のインフラ施設の機能・安全性を確認する。特に、電気系統の設備に浸水被害があった場合には専門業者による点検で安全が確認されるまでは、通電、作動を行わない。

2 利用者等に対するケア

災害時の被災者は、個人差があるにしても、恐怖や不安感、無力感が強くなっています。

また、環境への適応能力が低い場合には、パニックを起こしやすくなるため、適切な配慮が必要です。

避難の長期化に対しては、市町と調整して、利用者を他の施設で受け入れてもらえるようにします。その場合には、利用者への配慮事項等を伝達します。

特に、心身の健康状態が悪化しないよう避難環境と日常のケアに留意しなければなりません。

ア 利用者の心のケアの実施

被災による精神的ショックや避難生活の長期化により、ストレスが高まります。災害が大きいほど PTSD（心的外傷後ストレス障害）になる可能性も大きくなります。精神科医等専門家による早い時期からのケアが必要です。

特に以下のような症状が疑われる場合には、早期に専門医・機関で診療を受けましょう。

- ・強度の不眠が続いている
- ・強度の緊張と興奮が取れない
- ・極度の落ち込み
- ・幻覚や妄想
- ・表情が全くない
- ・ストレスによる身体症状が深刻
- ・心的外傷後のストレス症状 など

イ 施設職員のケアの実施

利用者の安全を確保するためには、施設職員自体が健康でなければなりません。過酷な条件下での過重労働を未然に防ぐためにも、協定先施設などからの支援を早めに受入れ、災害時においても、交代制で対応する体制を早期に確立して、職員も休養できる体制をつくりましょう。

また、職員自身やその家族が被災者であることも多いため、職員の住居や家族の被災状況を考慮し、職員の精神的負担を軽減するよう心のケアを行うことも大切です。

3 事業の迅速な再開

特に、通所施設においては、利用者の精神的立直りのために被災前の施設の環境作りを目指し、できるだけ早期に施設を再開して利用者が生活のリズムを取り戻せるように努めましょう。

ア 建物の復旧

災害により建物に被害があった場合は、専門家による調査の結果等を踏まえて、必要に応じてサービス再開に向けた復旧対策を検討しましょう。(地震により被害を受けた建物については、応急危険度判定を受けましょう。)

必要に応じて、県や市町と連絡を取り、受け入れ可能な補助金などについて相談しましょう。

なお、建物が利用不能となった場合の利用者の受入先については、事前に検討しておきましょう。

※注：応急危険度判定

人命にかかる二次的被害を防止することを目的として、地震により被災した建築物の、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒のなどの危険性を判定すること。

イ 物資の調達

サービス再開に向け日常的に必要な備品のチェックを行いましょう。備蓄状況を見ながら恒久的なサービス再開に向け、関係団体等と連携を取りながら、日常的に必要な備品等の調達を行いましょう。

4 地域における災害時拠点としての役割

(被災者支援関係)

条例により、施設は施設の特性に応じ、非常災害時における被災者支援に努めなければなりません。

ア 「福祉避難所」としての機能

大規模な非常災害が発生した場合、在宅で被災し一般の避難所での生活が困難な人たちが多く出ることや被災地域の福祉施設が大きな被害を受け、利用者の介護等ができなくなる場合が想定されます。

このような場合に臨時的に被災者を受け入れる福祉避難所として、市町の指定にも対応できるよう、体制、設備、物資等を整えておくことも大切です。「困った時はお互い様」という地域で助け合うという関係です。

イ 職員の専門性を生かした支援

福祉施設には、医師、看護師、社会福祉士、栄養士など専門性を持った職員が存在します。大規模な非常災害が発生した場合には、これらの職員の専門性を生かし、地域の被災者や災害時相互応援関係にある他施設への支援を行いましょう。

第4章 資料、様式集

＜参考資料1＞ 各市町防災担当課の問い合わせ先

市町	担当課	電話番号
佐賀市	消防防災課	0952-40-7013
唐津市	危機管理防災課	0955-72-9260
鳥栖市	総務課	0942-85-3506
多久市	防災安全課	0952-75-2181
伊万里市	防災危機管理課	0955-23-2123
武雄市	安全安心課	0954-23-9223
鹿島市	総務課	0954-63-2113
小城市	総務課	0952-37-6112
嬉野市	総務課	0954-66-9111
神埼市	防災危機管理課	0952-37-0104
吉野ヶ里町	総務課	0952-37-0330
基山町	総務課	0942-92-7915
上峰町	総務課	0952-52-2181
みやき町	総務課	0942-89-1651
玄海町	総務課	0955-52-2111
有田町	総務課	0955-46-2111
大町町	総務課	0952-82-3111
江北町	総務企画課	0952-86-2111
白石町	総務課	0952-84-7111
太良町	総務課	0954-67-0129

<参考資料2> 警報・注意報等の種類

種 類	警 報	注 意 報	特別警報（※4）
大雨	大雨による重大な災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。雨がやんでも、重大な土砂災害などの恐れが残っている場合は、発表を継続する。	大雨による災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。雨がやんでも、土砂災害などの恐れが残っている場合は、発表を継続する。	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
洪水	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想したときに発表する。	—
大雪	大雪により重大な災害が発生する恐れがあると予想される場合	大雪により災害が発生する恐れがあると予想される場合	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風 (強風)	暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想される場合	強風により災害が発生する恐れがあると予想される場合	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪 (風雪)	雪を伴う暴風により重大な災害が発生する恐れがあると予想される場合	雪を伴う強風により災害が発生する恐れがあると予想される場合	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
波浪	高い波により重大な災害が発生する恐れがあると予想される場合。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別もの。	高い波により災害が発生する恐れがあると予想される場合。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別もの。	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
高潮	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生する恐れがあると予想される場合	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生する恐れがあると予想される場合	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

地震 (※1)	最大震度 5 弱以上の揺れが予想される場合	最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想される場合	震度 6 弱以上の揺れが予測される場合
津波	<p>【大津波警報】</p> <p>予想される津波の高さが高いところで 3 m を超える場合。</p> <p>【津波警報】</p> <p>予想される津波の高さが高いところで 1 m を超え 3 m 以下の場合。</p>	<p>予想される津波の高さが高いところで 0.2 m 以上 1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。</p>	<p>大津波警報を特別警報に位置付ける。</p>

洪水予報 (※2)	洪水予報には、はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報の 4 つがあり、洪水により重大な損害を生ずる恐れのある河川について、河川名を付して「〇〇川はん濫注意情報」のように発表する。はん濫注意情報が洪水注意報に相当し、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報が洪水警報に相当する。
土砂災害警戒情報(※3)	大雨により土砂災害が発生する可能性が高まった場合に、避難勧告等の発令や住民の自主避難の参考となるよう、市町村単位で発表する。

※1：気象庁の発表に当たっては「緊急地震速報」の名称を用いることとし、警報と予報の区別については次のとおりとなっています。

- ・地震動警報 「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」
- ・地震動予報 「緊急地震速報(予報)」

※2：あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報

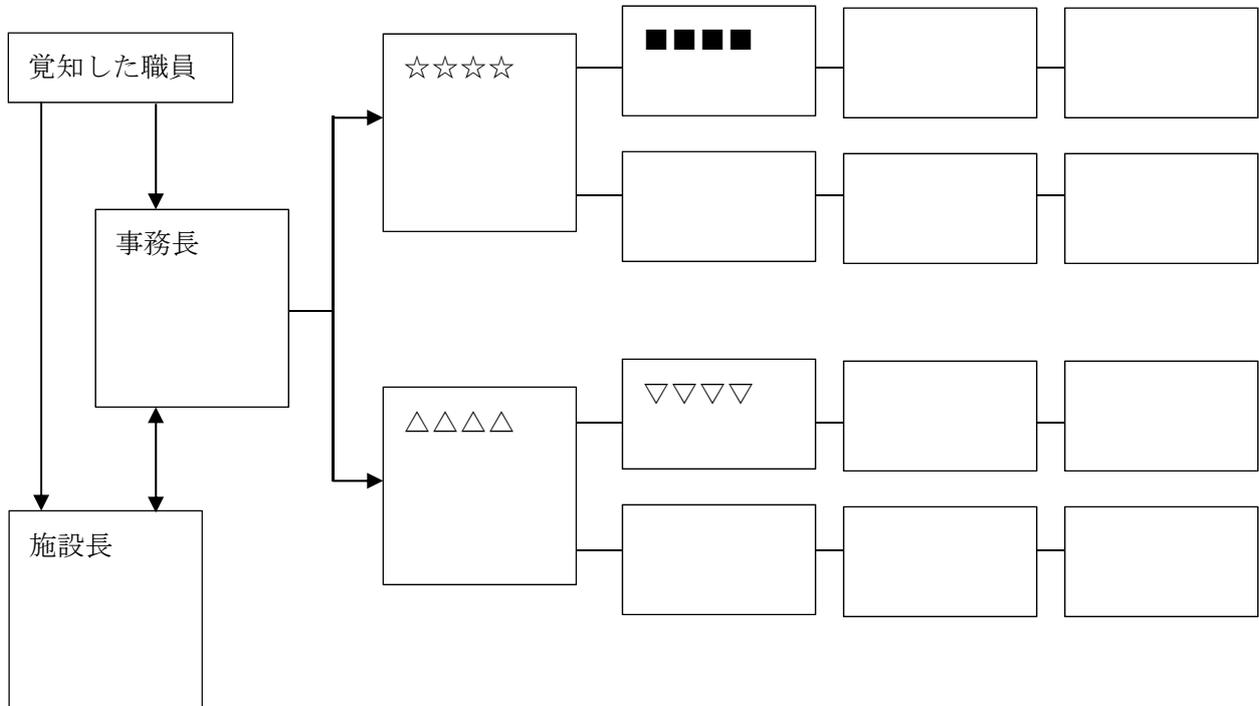
※3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して発表する防災情報

<参考資料3> 「避難情報」の種類

種 類	発表時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (避難行動要 支援者 避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

<参考資料4> 職員連絡網（様式例）

役職名	氏名	住所	自宅電話	携帯電話	通勤時間
				携帯メール	
施設長	〇〇〇〇				
事務長	□□□□				
サービス管理責任者	☆☆☆☆				
看護職員	△△△△				
生活支援員	■ ■ ■ ■				
:	:				
理学療法士	▽▽▽▽				



<参考資料5> 公的機関等緊急連絡先一覧（様式例）

区分	機関名		電話番号	F A X 番号	メールアドレス
防災	〇〇市役所（防災担当）課				
	〇〇市役所（福祉担当）課				
	〇〇消防署				
	〇〇警察署				
救援	△△町 自治会	自治会長 〇〇さん			
		防災担当 △△さん			
	〇〇病院				
	〇〇園（協力福祉施設）				
ライフライン	電気	□□電力			
	ガス	〇〇ガス株式会社			
	水道	〇〇市企業局			
	通信	N T T（〇〇局）			
取引先	〇〇食品				
	□□薬品				
	：				
：	：				

<参考資料6> 備蓄品等リスト（例）

分類	品名	数量	保管場所	使用期限
飲料水、食料等	飲料水			
	米			
	非常食			
	なべ			
	食器			
	カセットコンロ			
	：			
情報機器	ラジオ			
	携帯テレビ（ワンセグ）			
	メガホン			
	ホイッスル			
	：			
照明等	懐中電灯			
	ローソク（ローソク台を含む）			
	非常用発電機			
	電池			
暖房資材	石油ストーブ			
	灯油			
	携帯カイロ			
	：			
作業資材	スコップ			
	ツルハシ			
	合板			
	のこぎり			
	：			
移送用具	車いす			
	ストレッチャー			
	担架			
	おんぶ紐			
	：			
避難用具	地図			
	テント			
	ビニールシート			
	ヘルメット			
	防災ずきん			
	避難用車両			
	搬送用ゴムボート			
	ロープ			
：				
医薬品等	医薬品			
	ガーゼ			
	包帯			
	：			
衛生用品	紙おむつ			
	簡易トイレ			
	：			
その他	タオル			
	毛布			
	：			
非常持ち出し品	： （担当；〇〇）			
：	：			

<参考資料7> 班別役割分担表（例）

班別役割分担表

班名	責任者名	役割
総括責任者		避難の判断など防災対策についての指揮ほか、全般
情報収集・連絡班		気象・災害の情報収集
		職員への連絡、職員・職員家族の安否確認
		関係機関との連絡・調整
		利用者家族への連絡
		地域住民やボランティア団体、近隣の社会福祉施設への救援の要請と活動内容の調整
		避難状況のとりまとめ
救護班		負傷者の救出
		負傷者への応急処置
		負傷者の病院移送
安全対策班		利用者の安全確認
		施設、設備の被害状況確認
		利用者への状況説明
		利用者の屋内退避の誘導（原子力災害時）
		利用者の避難誘導
		利用者の家族への引渡し
		火の元の確認、初期消火
物資班		食料、飲料水ほか物資等の管理、払出し
		物資の調達、補給（販売店への発注）

<参考資料8> 点検整備表（例）

点 検 整 備 表

対象物	点検事項	点検担当者
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の耐火性及び耐震性（構造、内装、防火区域等）に異常がないか ○建築物の基礎・土台が老朽化していないか ○外壁又は内壁に亀裂による落下のおそれがないか ○出入口、廊下及び階段に転倒するおそれがある物又は落下するおそれがある物がないか ○照明器具、時計等は固定されているか ○防火扉の破損等はないか ○機材及び設備が倒壊するおそれがないか ○安全な避難経路が確保されているか 	
火気使用設備器具関係	<ul style="list-style-type: none"> ○火気使用設備（ボイラー・ガス関係設備・湯沸所等）、火気使用器具（炊事器具、暖房器具及び電気器具全般）の安全性及び耐震性はどうか ○火気使用設備などは転倒又は落下しないか ○火気使用器具の台座が安全になっているか ○周囲から転倒又は落下するものはないか ○火気使用器具の周囲に燃えやすいものが置いてないか ○ボンベ等の燃料容器の転倒防止ができていないか 	
消防用設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ○消火器等が指定された場所にあるか ○消火器が転倒又は落下し、損傷を受けることはないか ○消火栓及び火災報知機の点検・管理は適切に行われているか 	
資機材関係 避難用	<ul style="list-style-type: none"> ○担架、車椅子等の管理が適切に行われているか ○搬送用車両・ゴムボート等の整備は適切に行われているか 	

＜参考資料9＞ 利用者引き継ぎカード（様式例）

氏名等	フリガナ	〇〇〇〇 〇〇〇〇	年 齢	歳
	氏 名	□ □ □ □	生年月日	年 月 日生
			性 別	男 ・ 女
留意事項	血液型	型	その他 特記事項	
	持病			

家族等

家族等	フリガナ		自宅電話	— —
	氏 名		携帯電話	— —
	住 所	市 丁目 番(地) 号	勤務先	
			同住所	
	続 柄		(勤務先等)	— —
			緊急連絡時	

利用者等 引き継ぎ確認事項

	引き継ぎ場所	迎えに来た人	続柄	日 時	確認方法	引き継ぎ責任者
1						
2						

迎えに来た人等の明細

氏 名	¹	²	³
利用者との続柄			
住 所			
電話番号			
勤 務 先			
緊急時の連絡方法			
家族等と異なる 場合、その理由			

避難計画【〇〇災害編】

（第 班）

1	避難誘導 責任者	【平日】	
		【休日】	
2	避難者 (利用者)		【状態】
			【状態】
			【状態】
			【状態】
3	避難場所		
4	避難方法	【所要推定時間： 】	
5	避難経路		
6	避難に必要な 資 機 材 (不足する場合の調 達方法（調達先・ 連絡先）)		
7	備 考		

<参考資料 11>

原子力災害避難計画チェックリスト

U P Z 区域外の避難場所

- 避難場所を定めている。
- 避難場所となる施設等との間で避難時の受入れについて協定等を締結している。
- 避難場所までの移動時間を把握している。

避難経路

- 避難経路を定めている。
- 定めた避難経路上の危険箇所を把握している。

組織編制（役割分担）

- 避難時の職員の役割分担を定めている。

誘導責任者

- 避難誘導の責任者を定めている。
- 利用者ごとの避難誘導者を定めている。
- 責任者、誘導者が不在の場合の代替者を定めている。

誘導方法

- 避難誘導の方法を定めている。
- 徒歩での避難が困難な利用者を把握している。
- 避難に必要な車いす、ストレッチャーの数を把握している。

移送等に必要な資機材

- 利用者ごとの避難手段を定めている。
- 避難に必要な車両の数を把握している。
- 避難に必要な車両を保有している。（保有していない場合は、不足分について災害時に確保できるよう関係機関との調整があらかじめできている。）

非常持出品

- 食料、医薬品、生活物資、備品、ケース記録など非常用持出品リストを定めている。

その他

- 避難時の利用者の家族への連絡方法を定め、周知している。
- 避難後の利用者の家族への引き継ぎ手続を定めている。

○ 参考文献

- 平成 24 年度版 高齢者福祉施設における災害対応マニュアル（暫定版）
～入所施設、通所施設のための災害マニュアル～ 【静岡県 平成 24 年 4 月】
- 福祉・医療施設防災マニュアル作成指針【山口県 平成 22 年 1 月】
- 障害者福祉施設等防災計画策定のためのマニュアル【福岡県 平成 24 年 8 月】